

第三十三回
国会

参議院風水害対策特別委員会会議録第十二号

昭和三十四年十一月十七日(火曜日)午
前十一時十五分開会

委員の異動
本日委員松永忠二君及び田上松衛君辞
任につき、その補欠として近藤信一君
及び向井長年君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 稲浦 鹿藏君
重政 庸徳君
田中 一君
成瀬 幡治君
小平 芳平君
向井 長年君
森 八三一君

委員

秋山俊一郎君
石谷 憲男君
木村篤太郎君
草葉 隆圓君
古池 信三君
小山邦太郎君
斎藤 昇君
鍋島 直紹君
西川甚五郎君
山本 米治君
米田 正文君
清澤 俊英君
栗山 良夫君
小酒井義男君
近藤 信一君

國務大臣

藤田藤太郎君
安田 敏雄君

厚生大臣

渡辺 良夫君

政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君
内閣官房内 大島 寛一君
閣審議室長 前田佳都男君
大蔵政務次官 森本 潔君
厚生大臣官房長 尾村 俣久君
衛生省公衆 衛生局長 川上 六馬君
厚生省医務局長 高田 正巳君
厚生省社会局長 大山 正君
厚生省児童局長 太宰 博邦君
厚生省保険局長 事務局長 前川 清君

説明員

大蔵省主計 局主計官 宮崎 仁君
厚生省医 務局長 黒木 利克君
厚生省社会 局施設課長 瀬戸新太郎君

本日

の会議に付した案件

○理事

の補欠互選

○風水害

対策に関する件

○災害関係

諸法案に関する政令に關する件

○公共土木施設

及び農林水産施設災害特別法指定基準に関する件

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た都道府県の災害救助法に関する特

別措置法案(内閣送付、予備審査)

んか。

○委員(郡祐一君) 御異議ないと思

います。向井長年君を理事に指名いた

します。

○委員(郡祐一君) 政令案の提出に

關しまして、椎名内閣官房長官の發言

を求めます。

○政府委員(椎名悦三郎君) 災害諸法

案の御審議の参考資料として、政令の

要綱なり基準なりをなるべく早く出す

ようにという御要求がございまして、

十三日には大体お出しできるものと思

います。このことを申し上げたのであ

ります。遺憾ながら十分御要求に應

ずることができませんことは、まことに

申しわけないと思っております。公

共土木並びに農林水産施設の適用基

準につきましては十三日に間に合いま

したが、その他の点につきましてはお

くれておるのでございます。それで、

その他の法律案に基づく政令に織り込

むべき事項といたしまして、各省提出

のもの八件をまとめまして、ただいま

印刷に付しておる次第でございます

し、もうやがてで次第第お手元に配付

したいと考えております。

○栗山良夫君 十三日一ぱいに、政令

の要綱あるいは基準あるいは政令案を

当委員会に御提出をせられたという

要望については、当時繰り返し繰り返

しあなたにお尋ねをして、あなたも責

任をもって提出をする、そういう確約

をせられたのです。にもかかわら

ず、きょうはもう十七日です。四日も

おくれて、なおかつ提出の見込みが立

たないということは、まことに本委員

会といたしましては遺憾に思っております。そこで、遺憾に思っております。

○政府委員(大島寛一君) 本日中の見

込みでございます。

第二は、昭和三十四年七月及び八月

の水害又は同年八月及び九月の水害

を受けた都道府県の災害救助法に關す

る特別措置法案(並びに第三といたし

る特別措置法案)

○政府委員(大島寛一君) たいだいま

申し上げました八件で、今印刷に付し

ておるものであります。で、きょうは

おりましたが、それを申し上げますが、

便宜審議室から申し上げます。

○政府委員(大島寛一君) たいだいま

官からお答えいたしました、で、きょう

本日中午にお出しできる見込みの件名を

申し上げます。

一つは、昭和三十四年八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た、中小企業者に対する国所有の機械等

の売却等に関する特別措置法案に基

づく政令の要旨でございます。

○藤田藤太郎君 これはいつ出せるの

ですか。

○政府委員(大島寛一君) 本日中の見

込みでございます。

第二は、昭和三十四年七月及び八月

の水害又は同年八月及び九月の水害

を受けた都道府県の災害救助法に關す

る特別措置法案(並びに第三といたし

る特別措置法案)

○政府委員(大島寛一君) たいだいま

官からお答えいたしました、で、きょう

本日中午にお出しできる見込みの件名を

申し上げます。

一つは、昭和三十四年八月の水害又

は同年八月及び九月の水害を受け

た、中小企業者に対する国所有の機械等

の売却等に関する特別措置法案に基

づく政令の要旨でございます。

○藤田藤太郎君 これはいつ出せるの

ですか。

○政府委員(大島寛一君) 本日中の見

込みでございます。

まして「昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案」……

○重政廣徳君 省別に説明していただきます。

○政府委員(大島寛一君) 省別にいたします。

第一に申しましたのは大蔵省所管でございます。これはただいまいたした配付資料のページのまん中辺にございます。それから第二、第三で申し上げましたのは厚生省所管でございます。二ページの二番目にございますのと、三番目にございますこの二つでございます。

それから第四は農林省所管でございます。天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案に伴う政令の要旨でございます。これはお手元の資料の三枚目の初めから三つ目。次は同じく農林省所管の法案でございます。昭和三十四年九月の暴風雨により被害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案に基づきます政令の要旨でございます。これは三枚目の初めから二つ目にございます。第六は、同じく農林省所管でございます。昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案に基づきます政令の要旨でございます。これも三ページ目の最初にございます。今申し上げておりますのは、いずれも本日中に印刷でき次第第お手元に配付できる見込みでございます。次は労働省所管でございます。お手元の資料の三枚目のしまいから三つ

目にございます。昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案に基づきます政令の要旨でございます。これも同じく本日中に印刷でき次第第お手元に提出できる見込みでございます。それから八番目でございます。建設省所管でございます。お手元の三ページ目のうしろから二つ目にございます公営住宅でございます。昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案に基づきます政令の要旨でございます。これも同様本日中にお手元に提出の見込みでございます。ただいま官房長官からお答えいたしました八件の件名は、以上でございます。

○委員長(都祐一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日松永忠二君が辞任し、その補欠として近藤信一君が選任されました。

○栗山良夫君 ただいま八件につきましてはお示し願いたい。

○政府委員(権名悦三郎君) これはできるだけ急いで取りまとめまして提出いたしたいと考えております。

○栗山良夫君 二十五件あるのですから、八件の残りの部分について十三日中にまとめるといふ約束が四日間延びておりました。その間にはいろいろと作業せられておるのであります。その取り急ぎの方をもう少し具体的に述べられるということができるのでありませんか。そのうしなないと、私どもはこの法案の審議をしようと思っても、ちょっと能率的に審議ができない立場にあるのでお尋ねしておるわけで、その点を頭に入れて答弁を願いたい。

○政府委員(権名悦三郎君) 相手が大蔵省で、いろいろ補助率、金額等の折衝が山でございます。できるだけ取り急いで取りまとめようというのと、一つ御了承願いたいと思っております。

○栗山良夫君 これは予備審査をしておる参議院の段階においても、ただいまの基準なり要綱なりを早く知らなければ審議が滞滞するという観点でわれわれは要請をしておるのです。ですから、衆議院の本審査の段階においてはなおさらと思いますが、そういう観点からいたしても、今のようなきわめて何と申しますか、不確定な御答弁では、われわれは自信を持って審議することができないのです。これは委員長に一ぺんお伺いを立てますが、今の答弁では私は納得できないので、今、今御用意がないのを責めて答弁をしてもいいと言つても御無理であることはわかりますから、従つてきょうじゅうに、十七日に提案される具体案のほかに、残余のものについても、ちゃんと提出の予定というものを具体的に示されるように強く要望しておいていただきます。

○委員長(都祐一君) 政府側としてはしばしば連絡をいたした要求をいたしております。ただいま官房長官から答弁のありましたように、政府側でも鋭意急いでおることありますから、私の方でもさらに説得を重ねることにいたします。

○藤田藤太郎君 きょうのお約束では、厚生省は全部お出しになるということではなかったのですか。官房長官からそういうお話があったと思ひます。

○委員長(都祐一君) 厚生大臣からお答えを願った方がよくはないですか。

○藤田藤太郎君(渡辺良夫君) その予定で現在意見の調整をしておるわけであります。けれども、とりあえず二法案だけ、ただいま官房長官から申し上げました二法案だけで、きょう中に大体あとの三法案はまとまるのじゃないかと思ひます。

○藤田藤太郎君 きょう中に出す……

○栗山良夫君 やはり今の厚生省のお考えを伺いますと、ほかの省も大体同じような状態になっておるのですか。この取り急ぎ出すとおっしゃるのは、きょうあすくらいに出るという工合に理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(権名悦三郎君) なるべく御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 これは委員長及び理事会で打ち合わせになるのだらうと思ひますが、私は委員としての意見は、政令の基準なりあるいは要綱が提出されたものについて集中的に審議をして、そうして審査を完了して、とそういう工合に私は進めるのが一番能率的だと思ひます。そういう観点からするならば、委員会の方としては、議事の日程の組み方が今のような御答弁で十分でございますかどうか……

○委員長(都祐一君) 先ほどおっしゃいましたように、政府については強く督促をいたしますと同時に、可及的に委員の皆さんの御審議に支障のないような進め方をいたしますために、理事諸

君と本日の適当な時間に御相談をいたしたいと思ひます。

○栗山良夫君 重ねて官房長官に要請しますが、きょう中が一番望ましいと思ひます。もし、どうしても、間に合わないければ、あすの朝まででもけっこうですが、残余のものについて、あるいはそのあとにもなりそうなる御口吻ですが、とにかく幾日までに御出せるのだという予定表を当委員会に、あすの朝までに少なくとも各省と連絡をとって出していただきたいと思ひます。よろしゅうございますか。

○政府委員(権名悦三郎君) 的確なものができるかどうか大へん心配しておりますが、御要求もございしますから、一応作つてみたいと思ひます。

○栗山良夫君 それはどういう意味ですか。衆議院の方などは政令の基準なんかなくてもほとんど法律を上げられるわけですか。聞くところによりますと、なるべく早く関係法案を成立せしめたいというような意向であるというところは、新聞等を通じて発表されております。私はいかに衆議院といえども、こういう一番中心になる資料を提出されなければ、審議はなかなか進まないと思ひます。それで官房長官のお言葉を返すようだけれども、非常に理解しにくいのは、あるは一週間先でなければできないというのもあるかもしれない。それはそれとして幾日にどれとどれが提出できる、幾日にどれとどれが提出できるというその予定表を出していただきたいというのでありまして、はい承知いたしましたというところで結べるわけでありまして、それが困難であるとか何とかそう

いう言葉ではなくて、承知をいたしましたとか、予定表を明日の朝までに提出をいたします、こういう工合にあつさりやうにだけませんか。

○政府委員(権名悦三郎君) 誠意をもって予定表を作りまして提出いたしました。

○委員長(都詰一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(都詰一君) 速記を始めて。

○栗山良夫君 たいまのは了承いたしました。そういう工合に一つ……。

それから昨日の委員会では保留になっておりました名古屋市内の、要するに湛水地域適用の問題について保留になっておりましたが、これをとりあえず……。

○委員長(都詰一君) 本件に關しましては、直ちに速記録を調査いたしましたして、大蔵省に連絡をいたしました際、大蔵大臣は、たまたま予算委員会出席中でありました。大蔵政務次官に速記録を——速記録におきましては、委員諸君もごらんになった方もあるかと思ひますが、指定基準の言葉と同じような意味合いのことを大蔵大臣は申しております。従ひまして、大蔵政務次官から大蔵省の統一した見解を申し述べに参りたいという申し出がありまして……。

○田中一君 それは、はなはだ委員長長の行き過ぎじゃないかと思ひますが、御承知のように、委員長の権限である程度の速記録の訂正はできるんです。それをわれわれに示さないで、それを委員長が内容について政務次官と話し合いをしたなんということは、ちよつと行き過ぎじゃないかと思ひます。従つてなまの速記録を見

せてもらいたい。

○委員長(都詰一君) なまの速記を私はすでに御発言下つた方ごらん下つたように思ひまして、さよう先ほど発言いたしました。もし私の記憶違いでありましたら、その点失礼いたしました。

○栗山良夫君 きこの問題で発言いたしましたのは森委員と私だつたと思ひますが、森委員はどうかわかりませんが、私は読んでおりません。

○田中一君 これはちよつと重要な問題なんです。当委員会では速記録を翻訳して持つてこいと言つた場合には、どの手にも渡らないで、すぐに委員会に持つてこなければならぬ問題です。その速記録がもう委員外の人間の手になつてしまつたといふことはこれはあり得ないことなんです。こういう点はもし委員長の発言がその通りならば、これは重大な問題です。従つて、われわれは当委員会として直ちにそのなまを持つてきて見せてもらいたいといふことを要望しているんですから、その点については、ベチランである郡委員長のことであるから、そつはないと思ひますけれども、今のような発言ならば了承できません。これはしいて言うならば、速記録の改ざんということもあり得るということなんです。

○委員長(都詰一君) たいまの田中委員の御発言、私はあのときに速記中であるか、あるいは速記をとめました際の発言か、大蔵省の方でも至急速記を、大蔵大臣はそう言つてゐるのだから、それを大蔵省の者もわかつてゐるはずだから、それを見て直ちに大蔵省も考えをまとめろというような御発言がございましたわけで、私はさよう取

り計りましたのですが、その点についての御注意は今後十分戒心いたしますして、これから扱つていきたいと思ひます。

○田中一君 今委員長自身が御反省をなすつていらつしやるから、その点は要求しません、少なくとも、当然発言した委員だけの問題ではないので、委員会の問題なんです。従つてここで問題点といふものを職員なり何なりに読ませて、各位が全部が了承しなければならぬ問題なんです。従つて今栗山委員並びに森委員が発言したからといつて、その二人だけに読ますこととてなくて、ここで問題点のあるところを委員長から職員をして朗読させるなり、あるいは専門員がいるのですから、専門員を通じて朗読させるなり何なりして、みんなが了承されるような措置をとつていただきたいと思います。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(都詰一君) わかりました。それじゃ参事をして朗読させます。

○栗山良夫君 今の委員長の御発言は、昨日大蔵大臣が速記に載る発言として、湛水地域の問題をお述べになつたわけですね。それに基づいて私は大蔵大臣に、個別の問題として名古屋市の問題を質問いたしましたのであります。ところが大蔵大臣が一般論として述べられたこと、森委員の解釈、それから大蔵省の主計官ですか、の解釈との間に食い違いが生じたから、それを大蔵省の方から来て統一見解を述べる

○委員長(都詰一君) そういうことでちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(都詰一君) 速記を始めて。

前川参事に朗読させます。

〔参事朗読〕

また、長期湛水地域、長期湛水地域と申しますのは、三十ヘクタール以上で、七日以上の湛水地域、これを長期湛水地域と指定いたしますが、この長期湛水地域に該当する市町村内の府県工事といふことになるわけでありまして。

また、市町村工事について申し上げますと、当該市町村の災害復旧事業費、これは市町村工事でありまして、これが当該市町村の標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、これは当然特例法を適用いたします。ただこれだけでは不十分だと考えますので、この一対一にはならない市町村でありまして、当該市町村の災害復旧事業費が当該市町村の標準税収入の〇・五倍以上になるものであつて、混合方式により算定した災害復旧事業費が標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、やはり市町村の場合も、やはり〇・五というものを一応基準にいたしまして、それより以上で、そうして混合方式によつた場合に一対一になれば、それも特例法の適用地域にする、こういうこととあります。長期湛水地域について、これは府県工事と同様にやはり市町村工事につきましても、特例法を適用する考えでございます。

○委員長(都詰一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(都詰一君) 速記を始めて下さい。前川君。

〔参事朗読〕

宮崎仁君。先ほどの大臣からの湛水地の指定基準の発表がございましたように、府県工事につきましても、市町村の工事につきましても、長期湛水地域といふことで名古屋市のごとく長期にわたつて湛水いたしました地域は、基準に該当するようになつたといふことになつております。ただ長期湛水地域と申しますところのその地域の範囲でございますが、これにつきましては、御承知のように名古屋市内が水についたわけではございませんで、南の方約三分の一くらいの面積が水についたといふことになつております。これをまあ全市の工事について特例法を適用といふこともいかなるものであらうと、こういう意見もございまして、今農林省、建設省と長期湛水地域の基準につきまして打ち合わせ中でございます。大体本月中、あるいは明日くらいまでかかるかもしませんが、一日、二日のうちにその基準を決定いたしましたので、この分も特例法がございしますので、政令案をきめたいといふふうになつて今鋭意折衝中のところでありまして。

○委員長(都詰一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(都詰一君) 速記を始めて。

○栗山良夫君 たいまの速記の読み上げられた宮崎説明員の部分について、長期湛水地域に対する政令案の指定基準といふものは、大蔵大臣の説明されたことに帰しなればいかなうわけです。にもかかわらず宮崎説明員が、この大蔵大臣が発表された指定基準以外にも一つ何か指定基準を作つて、そうして今、明日中に発表するな

きをされると困るという建物の管理上の問題等も、これは十分配慮をして参らなければならぬと思います。ところが私の方で若干調べてみましたところによりますと、名古屋市が今日開設をしております避難所の収容人員が非常に少ない、三人だの五人だの一人だのというようなところも若干あるとかいう事情もわかりましたので、そういうことはこれはいろいろな社会事業施設に等もございますので、応急仮設住宅ができない間は、他の社会事業施設にお移りを願うとか何とかいうようなことで、避難所をさような非常な小人数のものにつぎましては、これは実体的にさような措置を講ずべきものであると思います。それで今御指摘の点は、事

情が私ともわかりますので、ただ漠々と全体的に名古屋市は十一月十五日以

降もまだ給食を続けるんだというよう
な抽象的な話でなしに、具体的に実情
をよく調べまして、そうしてどこそこ
の学校に何人くらいまだおられるか、

それには給食を続けないといかん、こういうふうにな御指摘のような事態が起るといふうな点は具体的な問題として、私ども府県当局なり、市当局なり

りと相談をいたしまして、そうして寒
情に即した、今御指摘のような心配の
ないような措置をとって参りたいと、
かように考えておる次第でございます。

す。目下市当局の責任者も上京いたしておられますので、その辺の事情を具体的に調べまして措置をいたしたい、かように考えております。

○栗山良夫君 三点はけっこうでございます。ただいまの御答弁に若干事情を補足しておきますと、たとえばあなたのお言葉の中に、避難所の収容人員

が非常に少ないところがたくさんある、分散しておるというお話であります、あるいはそうかもしれませんが、それはどうしてそういうことになったかと申しますと、収容をいたしました最盛期においては学童を含めて家族がたぐさんいたわけですから、ところがやはりそういうところで生活をするのは好ましくないといえまして、順次自分の力の及ぶ限り引き揚げていかれました、どうしてもしも引き揚げる力のない人が残っているわけですから、そういう人があるのだから、別に好きこのんで少人数を各地に分散させているということではないということをお願い願わなければならぬ。

第二に貧富の問題がございましたが、これは大へん失礼な言い分ですけども、私はまあ非常に不自由な、しかも冬場を控えて、学校の校舎の板の間にこもりむしるを敷いて、しかも全然面識のない家族同士が寄り合って共同生活をするというようなことは、これは耐え忍び得ないことなんでしょう、一刻も早くそういうところからは正規の生活に戻りたいわけですから、それができない人たちがいますから、ただいまの貧富の差によって給食に差等をつけるなどということは実情に沿わないことである、非常に生活の根拠を失った人が、そこに何とか仮設住宅ができるまでいよう、給食は続けてもらえらるもの、こういう前提のもとに生活をしてもらえるのですから、その点はあまりしゃくし定木に解釈をしないようにしてもらいたい、それで今のお言葉では、県なり市と早速打ち合わせをとって善処するということがありますから、私はその言葉を全幅

的に信頼をいたしまして、このお尋ねを終わりますが、どうか十一月十五日に打ち切るというふうなことでなくて、まことに悲惨な罹災者のことでありますから、一応生活の根拠がなくなるまでは、漸次まだ数も減っていくであります、漸次まだ数も減っていくであります、その残された人に対する費用というものは大したことはないと思ひますから、思いやりのある処置ができるように善処をせられたい、これを重ねて御所信を承って、そしてこの質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(高田正巳君) 第一点の非常な少ない人数になったということは御指摘の通りでございます。だんだん減って参りますわけでございます。それから第二点の、貧富を問わずということも申しましたのは、災害救助法の給食というものはそういう趣旨のものであって、お金持ちだから差し上げないとか、貧しい人だから差し上げるとかという趣旨のものではないということ、実は申し上げたつもりでございます。なお今日残っておられる方は、非常に経済的に苦しい方が多からうということも御指摘の通りであらうと私も承知をいたしております。結論的に申しまして、十分具体的にその実情をよく調査をいたしまして、実情に沿ったような措置をとって参りたい、かように考えております。

なお、ただいま給食の人員が届いて参りました。これは私の非常な記憶違いでございます、愛知県におきましては、避難所数が都部の方で四十六施設、七千六百二十五人、それから名古屋市も含みます、これは大部分名古屋市だと思ひます。名古屋分が七十施設、六千四百六十三人、計百二十

施設で一万四千八十八人という給食人員がございまして、それから御参考までに、岐阜県等ではもうすでに給食は行なっております。三重県に若干残っております。冠水地帯が残っております。その他の府県はもうやっておりますところはございせん。大体そういう状況でございます。

○委員長(郡祐一君) 都道府県の災害救助費に関する特別措置法案について、森本官房長に補足説明を願ひます。
○政府委員(森本潔君) 都道府県の災害救助費に関する特別措置法案について補足説明を申し上げます。それで法案のほかにお手元に一冊の「厚生省関係災害特別措置法案参考資料」というのがございまして、そこに、各種法案の要綱が書いてございまして、その三ページの三番に、都道府県の災害救助費に関する特別措置法案の概要が書いてございまして、これとあわせて御説明申し上げます。

この規定の内容は三条でございます。第一条には、この要綱にございまして、都道府県が救助のため必要な施設または設備に要する費用を支出したときは、その費用を災害救助法による国庫負担の対象とするというところでございまして、平生の災害救助におきましては、たとえば濾水機でありますとか、給水車、あるいはジョブ、それからボート等の船、こういうものは災害救助の対象にいたしておりますが、今回のような大災害におきましては、今申しましたような設備が必要でございまして、購入いたしておりますので、これを今回の災害におきましては国庫負担の対象にいたすとい

うことが一つでございます。これが第一条に書いてある趣旨でございます。それから第二条は、この要綱の第二にございまして、都道府県の支出しました災害救助費用が普通税による当該年度の収入見込額の千分の一をこえるときは、そのこえる部分について、所定の率の国庫負担をするということでございます。平生の災害救助におきましては、国庫負担を適用いたしますのは、災害救助の費用が普通税収入の千分の二をこえるときに初めて国庫負担をいたしますが、今回の災害におきましては、千分の一をこえたときにおいても国庫負担をする。こういう規定をしたわけでございます。

それから第三条は、必要な事項の政令委任でございます。それから先ほど配付いたしました政令の内容について御説明いたします。この災害救助費につきましては、地域の指定の問題が残っております、これにつきましては、ここにございまして、災害救助費に関する国庫負担度の拡大の問題、すなわち千分の二を千分の一に引き下げるという問題でございますが、これを適用いたします地域は、三段目に政令指定基準というものがありますように、災害救助費が標準税収入額の千分の十五以上の都道府県、この府県を特例の対象にいたしたいと思っております。大体適用されますところの府県の見込み数は十県の予定でございます。

以上、簡単にございまして、説明を終わります。
○委員長(郡祐一君) 次に、母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案につ

いて補足説明を求めます。
○栗山良夫君 一つ一つについて質問はしないのですか。
○委員長(郡祐一君) 先ほど申しましたのは、あと四件ございまして、それを聞いて、一括して御質問願うように、先般お打ち合わせいたしましたので、そういう工合にお願いいたします。

○政府委員(大山正君) ただいま御説明申し上げました資料の三ページの四に、母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案の要綱がございまして、御参考にごらん願ひたいと思ひます。この特別措置法案の内容は二つございまして、一つは、この福祉資金を借ります者の借りた場合の据置期間の延長の点でございまして、生業資金につきましては、現在一年間の据置期間がございまして、それを一年間延長して二年間といたします。事業継続資金につきましては、現在据置期間は六カ月でございまして、これを一年間延長いたします、一年六カ月といたします。

次に、住宅補修資金につきましては、現在の制度では据置期間がないのでございまして、これを新たに一年間の据置期間を置きまして、その間無利子とするという規定でございまして、以上が第二条でございます。
第三条は、都道府県が被災母子家庭に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額につきまして、その三倍に相当する額を国から都道府県に貸し付けるという規定でございまして、これは、現在の制度では二倍に相当する額を国が出す、つまり言いかえますれば、三分の二の補助であります、これを四分の三の補助に上げるとい

規定でございます。同じ三条の第二項、第三項の規定は、ただいまのような割合で補助いたしましたところ、実際に支出した金が予算よりも減りました場合に、もとの二対一の率に戻すという規定が第二項と第三項でございます。

法律案の内容は以上の通りでございますが、なお、この法律案に係る政令が二つございます。ただいまお手元に配付してあります資料にありますが、先ほど申し上げました措置期間の延長に関するものといたしましては、これを適用する区域は、災害救助法の適用地域となっております市町村全部を指定したいと考えております。次に、都道府県に対する国の貸付金の貸付率を引き上げる県を指定します場合につきましては、そのお手元の資料にありますが、床下浸水以上の被災世帯数が総世帯数の百分の五以上である都道府県または指定都市を指定することにしたい、かように考えております。大体この標準で参りますと、一市十二県が指定せられる見込みでございます。

○委員長(郡祐一君) 次に、国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案について補足説明を求めます。

○藤田藤太郎君 政令が出ておられます。

○委員長(郡祐一君) 速記をやめて。
〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。

○政府委員(森本潔君) 国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案の概要でございますが、国は、災害救助法が適用されました地域における

所定の保険者——市町村でございす。組合は除きますが、市町村に對しまして、この市町村が保険料の減免をしたり、あるいは療養給付費の負担金の一部を減免いたします場合に、その十分の八に相当する額を国庫補助しようとするものであります。それで通常の小災害におきましては、特別調整交付金という制度がございまして、それとまかなってありますが、今回の大災害におきましては、その通常の調整交付金ではまかなえなせんので、それをまかなうために、補うために特にこの規定を設けまして不足分を補うようにいたしたいと思っております。

それからこの特例が適用されますのは、ここにごさいますように災害救助法が適用されました県、市町村でございすので、政令の必要はない次第でございます。

○委員長(郡祐一君) 次に、医療機関の復旧に関する特別措置法案について補足説明を求めます。

○政府委員(森本潔君) これはただいまのぐらん願っておりますので、別の資料でぐらん願います。

これは内容が二つございまして、一つは公的医療機関の災害復旧について、国の補助でございまして、それからもう一つは私的医療機関の災害復旧資金の貸付と、この二つの内容でございす。それは第一条の国庫補助の問題でございす。災害を受けた公的医療機関すなわち県、市町村あるいは健康保険組合、日赤、済生会、こういうものを公的医療機関と申しておりますが、この公的医療機関の開設者に対して、災害の復旧に要する費用

について二分の一を補助することになります。組合を除きますが、市町村に對する場合は公的医療機関に對しますところの補助率は三分の一でございす。これも災害につきましては二分の一に引き上げることにいたします。それからただし書きにございすように、国民健康保険法によります国の補助を受けた公的医療機関、すなわち国保の直轄施設につきましては、平生通りの三分の一の予算補助を出すことにいたします。

それから第二条は私的医療機関の災害復旧資金の貸付でございす。これは政令で定めます金融機関、すなわち予定しておりますのは国民金融公庫、中小企業金融公庫でございす。この両公庫から災害を受けた私的医療機関、開業医であります個人が、これに對しまして融資をするわけにございす。それでその内容としましては、他の中小企業に對します融資よりも有利な条件で融資することになっております。ただいま折衝中で、考えております有利な条件でいたしましては、据置期間の問題でございす。これは他の一般の中小企業におきましては六カ月であるのを一年間とする。それから償還期限につきましては五年以内でありますのを七年にする。それから一般の中小企業でございす。それから個人の場合は三十人未満の従業員を持った者に限るわけにございす。個人の医療機関におきましては三十人未満という制限をはずしまして、それ以上の従業員を持った者に対しては、融資をする。どういうような予定でございす。

この政令につきましては、六分五厘の低利にいたしますところの金額を幾らにするかという点がペンディングになっておりまして、なお折衝中でございす。これは先ほど申しますように、近く本日から明日中に結着する予定でございす。

○委員長(郡祐一君) 次の公衆衛生の保持に関する特別措置法案について補足説明を求めます。

○政府委員(尾村健久君) ただいまの資料の二ページでございす。概要の二ページ第二の見出しのすぐ次の一でございす。公衆衛生の保持に関する特別措置法案、これは伝染病予防法の特例、それからいままは簡易水道及び上水道の復旧に関する国の補助であります。このうちの前者の伝染病予防法の特例に關しましては、指定すべき県と市町村の政令が大部分はましまつたのでございす。一点今折衝中の分がございすので、先ほどの対象の中に入るものと、それから簡易水道及び上水道の方は交付金の方がもう決定済みでございすので、これは政令でなくて交付基準で話し合ひができておりますので、これは若干補足いたしまして御説明いたします。

伝染病予防法の特例の方につきましては、これは災害のために要しました防疫業務のうち市町村につきましては、平生の伝染病予防費は市町村、都道府県、国がそれぞれ三分の一あて負担しておるわけにございす。この市町村の支弁業務のあるものにつきましては、災害に關しまして市町村を、それに對しまして、これを国に振りかえまして、都道府県三分の一、国三分

の二、こういうふうに変える特例でございす。それから都道府県の支弁業務のある費用は、これは平素は二分の一、都道府県、国二分の一でございすのを、都道府県の二分の一をさらに半減いたしまして、都道府県四分の一、この半減分を国に振りかえまして、国が四分の三、こういう特例でございす。それから伝染病舎、隔離病舎、これは災害復旧費でございす。これは平素の伝染病舎、隔離病舎の建設費に對しましては、やはり市町村三分の一、都道府県三分の一、国三分の一になっておるのを、市町村部分と都道府県部分をそれぞれ半減いたしまして、市町村六分の一、都道府県六分の一にいたしまして、その部分を国に持つて参ります。国が六分の一になる、こういう特例法でございす。

簡易水道及び上水道の復旧に關する国の補助につきましては、現在平素は水道に關する国の補助は簡易水道のみに四分の一になっておりました。今回の災害に關しましては、簡易水道並びに上水道ともに災害復旧費について二分の一を国が補助する、こういうことでございす。その対象になります水道は、これは府県とか市町村という指定ではなくて、その水道そのものの災害額が一定の被害額をこえておるものはすべて対象にする、こういうような形でございす。ごく細かいことは、市に於ては、上水道につきましては、市に於ては、上水道の災害額が八十万円以上の場合、町村に於ては四十万円以上の場合を補助対象にする。それからさらに、これと同時に給水人口一人当たり百円以上の被害額がある場合、この兩者を組み合わ

る二、こういうふうに変える特例でございす。それから都道府県の支弁業務のある費用は、これは平素は二分の一、都道府県、国二分の一でございすのを、都道府県の二分の一をさらに半減いたしまして、都道府県四分の一、この半減分を国に振りかえまして、国が四分の三、こういう特例でございす。それから伝染病舎、隔離病舎、これは災害復旧費でございす。これは平素の伝染病舎、隔離病舎の建設費に對しましては、やはり市町村三分の一、都道府県三分の一、国三分の一になっておるのを、市町村部分と都道府県部分をそれぞれ半減いたしまして、市町村六分の一、都道府県六分の一にいたしまして、その部分を国に持つて参ります。国が六分の一になる、こういう特例法でございす。

簡易水道及び上水道の復旧に關する国の補助につきましては、現在平素は水道に關する国の補助は簡易水道のみに四分の一になっておりました。今回の災害に關しましては、簡易水道並びに上水道ともに災害復旧費について二分の一を国が補助する、こういうことでございす。その対象になります水道は、これは府県とか市町村という指定ではなくて、その水道そのものの災害額が一定の被害額をこえておるものはすべて対象にする、こういうような形でございす。ごく細かいことは、市に於ては、上水道につきましては、市に於ては、上水道の災害額が八十万円以上の場合、町村に於ては四十万円以上の場合を補助対象にする。それからさらに、これと同時に給水人口一人当たり百円以上の被害額がある場合、この兩者を組み合わ

る二、こういうふうに変える特例でございす。それから都道府県の支弁業務のある費用は、これは平素は二分の一、都道府県、国二分の一でございすのを、都道府県の二分の一をさらに半減いたしまして、都道府県四分の一、この半減分を国に振りかえまして、国が四分の三、こういう特例でございす。それから伝染病舎、隔離病舎、これは災害復旧費でございす。これは平素の伝染病舎、隔離病舎の建設費に對しましては、やはり市町村三分の一、都道府県三分の一、国三分の一になっておるのを、市町村部分と都道府県部分をそれぞれ半減いたしまして、市町村六分の一、都道府県六分の一にいたしまして、その部分を国に持つて参ります。国が六分の一になる、こういう特例法でございす。

簡易水道及び上水道の復旧に關する国の補助につきましては、現在平素は水道に關する国の補助は簡易水道のみに四分の一になっておりました。今回の災害に關しましては、簡易水道並びに上水道ともに災害復旧費について二分の一を国が補助する、こういうことでございす。その対象になります水道は、これは府県とか市町村という指定ではなくて、その水道そのものの災害額が一定の被害額をこえておるものはすべて対象にする、こういうような形でございす。ごく細かいことは、市に於ては、上水道につきましては、市に於ては、上水道の災害額が八十万円以上の場合、町村に於ては四十万円以上の場合を補助対象にする。それからさらに、これと同時に給水人口一人当たり百円以上の被害額がある場合、この兩者を組み合わ

せて対象にする、こういうことでござい
ます。簡易水道につきましては、市
にありましては、被害額が四十万円以
上、町村にありましては二十万円以
上、すなわち上水道の半分の額でござ
います。これ以上のものを補助対象に
する。被害額給水人口一人当たり五十
円以上のもの、この両者を組み合わ
せて、その災害補助対象水道を定め
る、こういうことになっております。
以上であります。

○委員長(都祐一君) 以上各案につ
きまして、補足説明を聴取いたしまし
ました。御質疑のおありの方は御発言を願
います。

○藤田藤太郎君 順番に聞いていこう
と思うのです。この表の順番からいき
ますと、第一に風水害を受けた地域の
公衆衛生の保持に関する特別措置法案
の問題ですけれども、水道、簡易水道
の補助というものが非常に今まで低
い、それで本来上水、下水の関係から
いきまして、今上水道というものは
簡易水道を含めて非常に各市町村で願
われておるわけです。これをやってお
る所は非常に犠牲を払ってやっておる
と思うのです。ですからもう少し思い
切った補助ができないものかどうか、
これが一つ。それからもう一つは終末
処理や汚物処理というような問題をど
うされるのか。こういうところに災害
が起きたときには、この前上水、下水
の関係を厚生省と建設省との間に分
けられたというような話を承っておる
のですが、そういう問題はここに出て
ないがどうされるのか、この二点をま
ずお伺いしたい。

題とこういう災害時の問題と、両方の
御質問と思ひますが、平素は四分の一
の補助率としては低いのでございま
す。ただ上水道は全額現在起債で、そ
れと比較いたしますと、五千名以下の
給水人口でございまして、パイプが非
常に家と家との間が長いということ
を算定いたしまして、四分の一にいた
してても補助に差をつけて出したとい
うことでございまして、多いにこしたこ
とはないでございまして、これは上
水道関係は制度が非常に収益性とい
いますか、料金で起債等も処理できる非
常に有力な事業でございまして。大体住
民も自分らの水を償却していくと、こ
ういう形になっておりますので、現在
のところは四分の一の平素の補助でさ
えこれはむしろ要望の方が毎年二倍以
上に超過するくらいでございまして。現
在のところはこれは取りあえずの間で
ございまして、全体の額をふやすと
いうことは、非常に必要度が優先いた
しまして、補助率そのものを今直ちに
増すというところはそれほど要望がござ
いませんで、大体そういうような方
針で進んでおります。

それから災害時の場合には、これは
上水道はふだんゼロであったものが二
分の一になり、それからふだん四分の
一であったものが同じ同率の二分の一
になり、ここに少しバランスを失する
ような感じがいたしますが、ただ、上水
道を引いていた所で水を受けた所、
これは今回の実例は非常に相当大被害
でございまして。簡易水道もまた被害
を受けた町村も相当ございまして、
御承知のように簡易水道は中間の複雑
な施設が割合に少く、最終的には、場
合によってはいい水がおりますと、消

毒を絶対条件にすれば簡易水道にな
ておるといふ所が多いので、被害額を
みますというところ、二分の一に差をつけ
れば大体実際に集取した調査では町村
で復旧できる。こういうような実測に
基づきまして実はこういうふうな実測に
したのでございまして。この簡易水道の
二分の一の率は二十八年のときと同様
でございまして、上水道が入っていない
かったのをむしろ加えたということが
プラスになったわけでございまして、
さきよう御了承願いたいと思いま
す。

それから汚物処理と終末処理は今回
のこの補助対象は補正予算に伴う特例
法に入っておりますのでございまして。
これは前回入っております。これは現
在のところまてなかな汚物処理の方
はまだまだ前処理等が続きまして、こ
れは災害予備費で必ず計上してみると
いうことでございまして、この予備費
を出す支給の基準等は、これは前回か
らみまして、なるべく同様の実態に即
したように、こういう方法で進んでお
りますので、実質的には災害予備費で
みることに話し合ひがついておりま
す。これは終末処理場についても同様
でございまして。

○藤田藤太郎君 上水道、簡易水道の
今の補助関係については、これはこの
機会で議論する必要はないと思うの
で、また場所が違いますが、ただ水
道を引くものはやはり相当な努力をし
て市町村、部落がやっているのだけ
ら、上水道は相当まとまった地域です
けれども、簡易水道についてはやはり
部落が非常に犠牲を払ってやっています。
だからそういうときには災害の他
の補助と同じように、簡易水道は特に

高額の補助をしてあげなければいかぬ
のじゃないかという私の考えなんです
。だからそういう面と、もう一つは
やはりあの補助をあげていかない部
分は低率の融資、起債とか何とか、そ
ういう措置もしてあげなければ私はい
けないのじゃないかと思う。乏しい中
から積み上げて簡易水道を作っている
のですから、その点を言ったのです
が、気持ちをもう少し聞いておきたい。

○政府委員(尾村健久君) 今の簡易水
道の方に、なるべく作りやすいように
高額の補助あるいは起債の世話という
ことの御意見でございまして、われわ
れも同様な趣旨で上水道と区別して考
えております。補助がつかますれば、
その残りの部分の起債の世話という
ことについてこれは十分努力するつも
りでございまして。

○藤田藤太郎君 たくさんありますの
で、またいづれ質問する機会があると
思いますので、大ざっぱに聞いていき
たいと思うのです。

この三番目の都道府県の災害救助費
に関する特別措置法案の政令がここに
出ているわけですが、私も不勉強なん
ですが、千分の二を千分の一にされ
た。災害救助費が標準収入額の千分
の十五以上である都道府県、そして
それが十府県ぐらいたという説明が
あったのですが、そのつなぎ合わせを
どういうふうに考えているか。その説
明をもう一ぺんちょっとしてもらいた
い。

ておりまして、まず現状から御説明を
いたしませんとそこがわからないので
ございまして、現状は標準税率による
普通税収入額の見込額の千分の二まで
は、災害救助費がかりまして、それ
は国が補助しないということござい
ます。それから千分の二をこえて千分
の二十まではその金額に対して二分
の一補助する、それから千分の二十から
千分の四十までは当たる金額について
は八割補助する、それから千分の四十
をこえる金額については九割補助、こ
ういうふうな災害救助法の補助制度に
なっております。これを一口に言いま
すと、財政力の強いところには補助が
少なくなる。それから被害額、応急救
助費がたかさんかかったところには高
率補助がいく、その二つの要素が組み
合わさって今の補助制度になつて
おります。その制度の千分の二とい
う、一番補助をしないところ、それを
千分の二でございまして、それを千
分の一に下げた、そうしてそれに対
しても二分の一補助をしていくという
のが今回の特例法の趣旨でございま
す。それでこの特例法の適用される県
が、しからばどの程度になるかという
基準案を一枚刷りでお手元に配付し
たわけでございまして、これはそこに書
いてございまして、災害救助費の
額が標準収入額の千分の十五以上
の都道府県というふうにしぼったわけ
でございまして。そういたしますと大体
この該当の府県が、これは正確に計算
をしてみますと、若干の出入りがある
かと思いますが、おおむね十府県程
度になる、こういうことを先ほど官房長
が説明を申し上げたわけでございま
す。

○藤田藤太郎君 いや、その前段の説明は私もわかってはいるわけですが、ただ千分の十五以上の都道府県というのは、結局千分の二十までは五〇%補助するわけでしょう、その額を。それから二十から四十までは八〇%と、こういう段階があるわけですね。千分の十五というのは何をどういう工合に補助するのですか。それを聞きたい。

○政府委員(高田正巳君) この千分の十五をこえる府県については、千分の一から千分の二までの額が千分の一の補助対象になる、こういうことになっています。それで、千分の十五をこえない都道府県につきましては、補助対象額は従来通り千分の二をこえる救助費に対して補助する、こういうことになるわけでございます。だからその差は千分の一から千分の二のその千分の一だけの金額が千分の一の対象になるかならぬかということでございます。で、実際問題としてはあまり変わらない、金の総額としてはあまり変わらない、大した影響はないということになるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そうすると府県の名前はどうか、わかりますか。

○政府委員(高田正巳君) どうもよく計算をしてみますと、若干出入りがありやしないかという心配をしておりますが、そういうこともあるというのを前提にお聞きをいただきたいのとございまして、愛知、三重、岐阜、滋賀、石川、山梨、長野、奈良、和歌山、長崎、大分この十県が該当するだろうと予定をいたしております。

○藤田藤太郎君 その次は、四番目の母子福祉の関係ですね。この府県の名前は一市十二県となりましたが、これは

はわかりますか。

○政府委員(大山正君) ただいま指定する見込みになっております一市十二県を申し上げますと、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、取島県、奈良県及び名古屋市のいうことになっております。

○藤田藤太郎君 これは「災害救助法適用地域」に適用し、「床下浸水以上の被災世帯数が総世帯数の五〇以上である都道府県又は指定都市」と書いてある。これでいくとこの一市十二県になるわけですか。

○政府委員(大山正君) ただいま一市十二県と申し上げたのは、(2)の「床下浸水以上の被災世帯数が総世帯数の五〇以上である都道府県又は指定都市」を、先ほど一市十二県と申し上げたわけでありまして、それを御説明申し上げたわけでございます。この一市十二県に対するところの特例と申しますのは、母子福祉資金の貸付に關しまして、国庫の補助率、現行三分の二を四分の三に上げる県ということになります。それから(1)に「災害救助法適用地域」と書いておられますのは、福祉資金を借りました母子世帯が、償還につきまして据置期間を延長するわけでございます。それを適用するのは都道府県別じやございまして、災害救助法を適用しました地域、約六百市町村になるかと存じますが、それをすべて指定するという考え方でございまして、つまり個人につきましては、災害救助法を適用した地域全部について、そこに住んでいる人が被害を受ければ据置期間の延長の特例を受けられる。それから県が予算措置としてやりました

場合に、高率補助の適用を受けるのは一市十二県、そういう意味でございまして。

○委員長(郡祐一君) 厚生省関係につきましては、なお御質疑があるかと存じますが、引き続き御質疑を願ひ、本朝申し述べましたように、農林省関係の法律案についても御質疑を願ひたいと思ひます。

午後二時四十七分休憩

午後二時二十五分開会

○委員長(郡祐一君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、厚生省関係の法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御質疑を願ひます。

○成瀬清治君 災害救助関係で御尋ねしたいと思ひますが、例の救助法の三條に關連して、何か協議会というようなもの、中央に持たれたか、あるいはまた地方に、あるいは三県にまたがってか、そういうことはよくわかりませんが、そういうものは持たれておったかどうかということについて、まずお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(森本潔君) 今回の災害におきましては、この法律の三條にもございまして中央災害対策協議会というのを設置いたしました。それから各関係の府県におきましては、それぞれここにございまして都道府県災害対策協議会、これが中心になって災害救助の事業をいたしたわけでございます。

○成瀬清治君 そこで、くどくど言っても切がございませぬから順にお尋ねしたいと思ひますが、第二十三條で

その救助の種類あるいは程度と方法、期間というように書いてございまして。しかし、あれだけの長期、広範囲にわたって参りますと、ただ単にこれだけでは少しや足りないではないだろうかというの、私が申し上げた方も、あそこにお行きになった方はお考えになっておられると思う。そこで第四條に關連してくるわけでございますが、何かこれだけじゃとてまいかんのじやないかということ、別途対策というものを立てられたかどうか。これだけ、第二十三條の十に「前各号に規定するものの外、命令で定めるもの」というのがあるから、そこでやれるのだという考えで、ほかに九までございしますが、それ以外のものが追加されたものがあるのかないのか、そういうような点についてまあ一応大方針と申しますか、とられた処置と申しますか、そういうような点について一つお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(森本潔君) 災害救助法の第二十三條には、救助の種類が九種類書いてございまして。そこで今回の災害におきまして、従来もそうでございまして、大体ここに書いてあります項目でまかなえておるわけでございます。問題となりますのは、ここにございまして災害救助の程度でありますとか、それから期間というものが今回問題になりました。たとえばここにございまして、一人一日当たり五十円というものが従来の内容でございまして、それが一週間たつた場合には七十五円、それから二十一日経過した場合には九十円に引き上げらる。その他この学用品の給与額、あるいは収容施設の応急仮設住宅の建設單

価を引き上げておるか、そういうような内容の改善をいたし、それから期間は通常災害救助の場合には一週間程度でございまして、今回は今なお引き続いて適用しておる所もある、こういうようなことでございます。大体項目をいたしましてはこれでまかなえますが、内容を、救助の程度を引き上げるとか、あるいは期間の延長、こういうようなことで大体まかなってき

○成瀬清治君 そうしますと、ここに九項目が上げてございまして、九項目だけで、十に「前各号に規定するものの外、命令で定めるもの」と、こう規定してございまして、これは全然他のものはやってお見えにならないのか、あなたがたはおっしゃるやうに九項目でいいんだ、それは程度、方法の問題で大体解決する。こういうふうな認定を中央の災害救助対策協議会、地方の対策協議会もそれを承認、こういう形になっておるのですか。

○政府委員(森本潔君) ちょっとと社会局長が予算委員会に入っておりますので、この命令の点でどういう点があったか、ちょっと正確にお答えいたしたくないので、後ほどまたお答えいたします。

それからこの災害救助対策協議会におきましては、むしろ今申しましたような救助の程度でありますとか、そういう関係の問題について御意見を聞いて……。

○成瀬清治君 それでは第二十三條の第五項目に上がつておる災害にかかった者の救い出し、救出でございまして、そういうような点についてたとえ死者がこの中に入るとか入らないとか、

なおそういうことまでお答えは官房長ではできませんので、どうですか。

○政府委員(森本潔君) ちょっとこれは実は思ひ出したわけでございますが、後は正確なお答えをいたしますが、死者の分は第十号におきまして、たしか施行令の方で死体の救出というように入っております。これは災害に、死体を救出することは、これは災害にかかった生きた人の救出しでございまして、それから施行令の命令の方で死体の発掘でありますとか、捜索でありますとか、そういうことが命令で規定してあったように記憶しておるのがあります。なお正確にあとからお答えいたします。

○成瀬瀧治君 私は実は死体の収集について災害救助法には書いてないが、しかし十でやれるかどうかという点で、だから念を押して聞いたのですが、その点がわかりません。それからたとえば五の拡大解釈というような格好でやりになるかどうか。それではわからないとゆうことですか。それではわからないとゆう命令に入っております。もしこの十の命令に入っております。もしこのなれば、死体の収集というものは、これは御承知のように警察官以外にないわけですが、ところが実際ああいふうにたくさんあるのでございまして、それから消防でそれに当たるとか、あるいは学生まで実はこれに携わっております。これが実情なんです。そこでそういう人件費なりあるいはそういうものにかかったところの費用ですね、そういうものを当然災害救助法に基づくところの費用の中に算定をされるものとわれわれは考えていいか悪いか、これは確かに前提があるんです。命令に入れた

という前提があるわけですが、しかし、よしんば命令は出なくても、あなたがもしやたらに、どうも出した覚えがあるような気がするということになれば、当然厚生省としてはそういうものに關しては災害救助法の範囲内においてやって妥当なものだ、だからそれは救助費の方でみる、こういうふうな方針を了承していいか悪いか。

○政府委員(森本潔君) この死体の捜索あるいは救出と申しますか、そういうことに従事いたします者は、お話をうに警察官でありますとかあるいは消防団、あるいは特に救助隊といううなもの、民間の人を応援に求める場合もございまして、自衛隊でありますとか、あるいは警察官のように、職務としてやりました者の出勤には、これは救助費には考えておりません。まあ民間の人が何と申しますか、救助隊を編成された、その費用は出す、こういうものは災害救助費の対象になるわけでございます。

○成瀬瀧治君 そうしますと、あの場合に災害にかかった者の救出しといういわゆる生存者の者に對しても相当な民間の人たちが動員されておることは事実なんです。それからもう一つは死体捜索、あなたがもしやたらにそれから死体の収集、そういうものにも相当な消防団なりあるいは民間の人たちが動員されておる。そういう人件費と申しますか、あるいはそういうものの食糧、そういうものは当然災害救助費の中に算定をされるものと了承していいわけですね。

○政府委員(森本潔君) ちょっとその点非常に實際上大事な問題でございまして、社会局長からお答えいたしたい

か。今予算委員会へ入っております。○成瀬瀧治君 まあ、答弁を保留されたいことになれば別だと思ひますが、それではこれはどこまでか私はいかりませんが、災害救助法関係というのは社会局長でなければ答弁ができません。……それでは一つ答弁がでる人を待たなければしょうがないと思ひますが、どこら辺のところがお答えできるか、完全な答弁が——とおっしゃるが、私の方は完全な答弁をもらわなきゃどうにもならぬ問題です。もともとこれは社会局長の担当なんですか。

○委員(長(郡祐一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(長(郡祐一君) 速記を始めて。

○委員(長(郡祐一君) 速記を始めて。

○成瀬瀧治君 局長は予算委員会の方に行っているということですから、課長さんにお尋ねするわけですが、一番愛知県下で問題になりましたのは死体の収集、あるいは死体の捜査、あるいは生存者の救出しというようなことですが、そういうことに對して非常に広い意味の民間、いわゆる消防団というけれども、広い意味の民間のそういう人たちがたくさん動員されたわけですが、そういう人たちに對していわゆる人件費と申しますか、そういう人たちの食費、出勤費、そういうようなものを災害救助費の中で救助法に基づいて

費用として見ていかれる用意があるのか、あるいは全然そういうものはないのか、そういう点についてお答え願いたいと思ひます。

○説明員(瀬戸新太郎君) 前段の救助の種類点でございまして、死体の捜索は二十三条の十号におきまして、政令で厚生大臣の権限としてきめております。それは死体の捜索及び処理、もう一点は住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物、この二点を本年七月に政令で改正いたしました。従いまして今度の伊勢湾台風の場合の死体の捜索、処理という経費は、その規定に基づきまして当然救助費の対象になるということでございます。

それから後段の消防団あるいは警察あるいは自衛隊等の協力の関係でございまして、これにつきましては、それぞれ消防団あるいは自衛隊等の本来の立場から発動になる部分もあるわけでございます。それで一時は災害救助法によりまして特に救出という問題には競合する問題が相当ございまして、これは緊急の場合でありますし、お互い全能力を発揮してやるといふ建前で実施しておるわけでありまして、そこで特に期間が長期化した場合には、おのずから経費の問題でございまして、おのずからその消防団等の活動には期間に限りがあるわけでございます。ところが救助法の立場から死体の捜索等はなお継続しなければならぬという事態におきましては救助法の活動として活動していただく、そういう建前をとりまして、それらの経費は救助費で見て参るという扱いにいたしております。

○成瀬瀧治君 そうしますと、あなたがもしやたらにこれは生存者の救出しであり、あるいはまた死体の捜査であり、あるいは何と申しますか、運ぶと言ふのですか、搬出であるといううなことで、競合はしておるけれども、しかし何らかのそういう使命に基づいて活動がある。それは災害救助法の費用の対象になる、そういうものに対して見ていく、というふうな御答弁になったのですが、私たちが非常に心配を実はしておったわけですから、私も当然そういうふうにしていただかなければならぬものとして、そういう取り扱いはされるという点は非常にいいことですが、しかしそれと

もに、そういうわけであつておる消防団等はいいと思ひけれども、あそこでは相当民間人が勤勞奉仕隊という形で協力しておるわけですが、そういうものにつきては市町村は実は捨ててはおけないわけですが、そういうものに対して謝礼を出すと言つては少しおかしい話でございます。それでは、たとえば高等学校の生徒が出たならば、高等学校の生徒に市がきめ、町村がきめてそういう運びをした場合に、これも災害救助法の中であなたの方で若干みていく、金額ということはさておいて、八割程度はみていくという措置もおとりになるのか、この勤勞奉仕隊が活動されたことに對しては、全然災害救助法とは別だという解釈をとられるのか。一〇〇%みるか、八〇%みるかという程度ですが、方針としてみられるかどうかと

いう点ですね。

○説明員(瀬戸新太郎君) 前段のお話でございますが、競合いたしました場合に、最初から救助費でみるというのではございませんで、競合いたしました場合、たとえば本日災害が発生しまして消防隊が出動する、それから救助法に基づきまず救助隊も活動する、この際における経費を最初から救助費でみるという扱いではございせん。要するに消防隊もあるいは警察等も本来の任務として当然やるべき分野があるはずでございますので、そこで一定期間を経過いたしました場合におきましては、救助法の立場から救助費の経費でみて参る、こういうことでございまして、その点を一つ御了承いただきたいと思ひます。

それから後段御質問の、勤労奉仕隊等の経費を救助費でみる考えがあるかどうかということでございますが、救助法の立場では、必要がありまうときは他府県の、あるいは県内の各種団体あるいは個人等に、まず従事命令を発する、あるいは場合もある、それから応援を要請するという場合もありまう。さらに協力命令を発するという場合もありまう。そこで大体その範疇に属しますものは、どういう団体が活動した場合でも、極力みて参りたいという考えではありまうけれども、すべてのものについて救助費でみるという扱いはいたしておらないわけでございます。従ひまして、結果といたしましては、ある程度の部分は町村費あるいは県費でお持ちを願うという部分もあるうかと思ひます。

○成瀬龍治君 私先ほどちょっと意見を述べたわけですが、あなたの方が災害救助法の適用を非常に厳格にすれば、救助なんというものはできつこないのです、ああいうときには、いわゆる民間の人たちが、何もかも大へんじゃなないかというので救助に当たったからこそ、あそこで暴動が起きなかつたと思う。あなたも現地にいになつたかどうかかわかりませうけれども、少なくとも警察官などは階級章を取らなければならぬからしてどうにもしようがなかつた。しかしそれに對して民間の一般の人たちがこれは大へんなことじゃないかというので協力をした。普通なら死傷等の搬出なんというものはできないわけですから、それを学生すらやらしている、またやっているわけですから、そういうものに對しては、あなたから今お聞きしますと、何もそんなことはみていかぬ、あるいはあるにしても若干の程度だというようなことをされたら今後ああいうことが起きないでしよう。自費で自己負担——県費でやるというわけにはいきませんから、大体そういうときには市町村費でやらなければならぬということになる。市町村の人たちは腹を割って何も仕事ができないということになる。そうしますと、それによつて伴ういろいろな不測の事態というのに對して、厚生省が責任を負わなければならぬような格好になると思う。ああいうようなときに適用される法律というものはいろいろあると思ひます。あると思ひますけれども、やはり柱になるのは災害救助法が一番柱になる。だからその運営にあつては私は相當な配慮をされてしかるべきじゃないか。だからこそ一番最初に中央に災害救助対策協

議会というものが設けられ、なお愛知県や三重県、岐阜県等にも大体県単位で地方のそういう協議会というものが設けられている。だから、そこでどういう指導をされたかということが私は最初伺いたかつたのだけれども、それは社会局長がお見えにならないからよくわからないというふうなことだつたからやめておつたのですが、話を元へ戻しまして、ああいう現場におつて、少なくとも地方対策協議会を設けて厚生省の人も行つておつたのですから、これは災害救助法のできる範囲内だと、こういう指示を市町村長にやられたのか、それともとりあえずいろいろなことあるから一つ救助等には一生懸命でやつてくれと、こういう指示を与えられたのか、それとも何にもやらずに捨てておかれたのかどうか、その点について一つお答え願ひたい。

○説明員(瀬戸新太郎君) 先ほどの応援に對する経費の問題でございますが、ちょっと私言葉が足りなかつたかもしれないけれども、決して排除しようということではございませんで、極力筋の通る限り救助費で見て参りたい、こういう態度をもつて臨んでおります。いろいろな経費があるわけでありまうが、とにかく可能な限り救助費の範疇で理解されるものは取り入れて救助費で措置をして参りたい、こういうことでやつているわけでありまう。それからどういふ指導をされたかということでございますが、御承知のように未曾有の災害でございまして、当然最近例がなかつたわけでございます。そこで何はともかく応急必要なことは全力を機能をあげてやるように指導いたしました、また私どももいたしましては、食糧

資その他中央でできますことは、食糧その他いろいろな手当をいたしたわけでございます。ともかくこの災害の緊急事態に對処するためには全機能をあげて最大限のことをやつて救助の徹底を期してほしいという指導をいたしましたと思ひます。

○成瀬龍治君 私は當然だと思ひます、最大の機能をあげておやりになるということは、実は今度愛知県県下において千拓等が絡めくられた、あるいは三重県等においてやられておるの、水に浮かんでおるときは人があまゝ寄りませんから不穩な形勢というものはないわけですから、ところが水が引いたときがやはり人心が一番あふないときなんです。そういうときにタイムングをはさず時宜を得た指導というものがないと、だから当然水に浮いておるときは救助はもちろんでございまして、それがそれとともになんか措置がなされなくちゃならないと思ひます。そういうときは、たとえば見舞金を出すとかいろいろな問題があると思ひます。それは災害救助法にはない。しかしあらゆる可能な、まあとにかくべらぼうに金を使つておるというわけじゃありませんけれども、常識上においても適切な処置というものを市町村がとるべきだと私は思ひます。そうやつたらそれに対しての責任はどこでしるべきかはしてもらわなければ、市町村だけにそれがしわ寄せをされてはいかぬと思ひますが、たとえば自治庁との間で特交で見ることにしてある程度話をつけてめんどうを見るときか、あるいは災害救助法でめんどうを見ていくという

か、あといろいろな手が打たれているわけですが、そういう問題についてどうしようかとされるか、これはあなたの方が指示した場合は別として、見ていこうとする腹があるのかないのか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 見舞金につきましては、実はほかの災害あるいは事故等によりまず被害あるいは死亡といったような方々に対する措置の問題とも関連いたしますので、今直ちに救助法なりあるいは国の措置といったしまして、見舞金を出すということはまだきめておりません。しかし、これは確かに非常にお金の毒なことでもありませんので、十分一今後検討させていただきます。かように考えているわけがあります。

○成瀬幡治君 それじゃあなたの方は見舞金を出さない方がいあるいは弔慰金を出しちやいかぬと言われたわけでもないし、捨てておくというわけですか。何もやっていないのですか。少なくとも市町村あるいは県が相談を対策協議会の議題として出されておりましたか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 特に厚生省といたしまして見舞金を出すようにという指示はいたしてありませんが、これは国全体をあげまして現金品の募集、こういうものにつきましては、国も側面的に推進に当たったわけでありませう。そこで県側からは、あるいは市町村側からはこういう見舞金を出そうと思ふといったような相談はだいたい受けております。そういうあれにつきましても、当初から私も希望してあります。全面的な一つ国民の協力という線でもございまして、非常にけっこうなことであるので、できるだけやってい

ただきたいという指導を強力にいたしておるわけでありませう。

○成瀬幡治君 それではあなたの方としてもそういう指導をされているというところについては、若干金のあとのしうぬぐいもおのずから責任をとっていただくという態度だと思ふます。ですから、ここで今どうこうという結論がすぐには出ないが、少なくとも災害救助法の範囲をこえたものでともできないというのなら、一つ政府間の話でございませうから、自治体に全部しわ寄せせずに厚生省が責任を持って自治庁と話をし、特交でめんどろを見ていくというふうな態勢にしたいだけだいたいと思ふます。もしやっていただけないことになると、今後私はあいう事態が繰り返されたときに、まあ自治体としては、あの場合にたとえば津島市はえらい水であつて、それがため再建団体に入ってしまったというところ、もうやらないことになればどういう結果になるかということは大よそ私たちは想像できると思ふます。一つ責任のある御処置をお願いしたいと思ふます。これは要望であります。

それから査定の問題について、学用品の問題について全壊の児童に対しては二百十円、それから中学校に対しては三百六十円、半壊の場合には小学校七十円、中学校は百二十円だというふうな格好で査定をおやりになるようございませうが、これも一つの何かの基準がなければ私はやむを得ないだろうということはよくわかります。よくわかりませうが、今度は逆に避難所に児童が収容されておつたような場合に、あなたは家が全壊だから二百十円分、ノートは六冊です、あなたは半壊で七

十円しかないから三分の一のノートが二冊ですというふうなふうに、へんばで分けるわけにはいかぬと思ふます。

それじゃそうでなくて初めからそういうことがわかつているのだから、両方合わせて二で割つて、大体もうちょっと低い数字でやつたらいいじゃないかというところになるかもしれない。しかしああいふ悲惨な状態を目の前にした場合に、こういう予算単価でやるよりも、市町村というものは必ず上回つたものでやつていられるのが常識の話です。そこで私はなぜこういうふうな開きのある基準を、あなたの方として内規としておきめになったのか、もう少し若干の差が予算技術上の問題として必要だということ、それは了承するとしても、三分の一に持つていくなんというところは、どうも納得できないです。ちやうど握り飯を五十円を九十円にしたというふうになつたのでない数字なんです。どうしてこれでは自治体に対してしわ寄せをされるのです。自治体がいかにうたに赤字になつてくるのです。国の施策の悪い点で自治体が苦しむというのです。ですから厚生省は、少くとも災害救助法に関する限りにおいては、これがために自治体に赤字の苦しみを負わせないような私は方針でやつてもいいわなかなと思ふ。だからこれじゃどうも納得のいかない数字なんです。そんなことを言わずに、これだけ、予算の範囲内でやらなくちやいかぬというふうな格好でやつていくのが、ちやうど握り飯を上げられるような格好で、もう少し学用品を上げられ

たらどうですか、なげ上げることができないのか、三分の一になぜしてしまつたのか、その辺、納得のいくような御説明をお願いしたい。

○説明員(瀬戸新太郎君) ただいまの学用品の単価につきましては、小学校、中学校のそれぞれ引き上げを行つたわけでありませう。御承知のように、災害というものはいろいろな各種各様の様相を呈します関係上、一度きりな一つの基準ですべての災害をこなして参るというのは、非常に困難な場合が多いわけでございます。しかしながら、一応のめどがございせん。仕事ができませう関係から、一応の基準を作つておるわけでございます。そこで、現在できております基準も決してあらゆる災害に適合するといふものではないと思ふますが、これでやれるものも相当あるわけでございます。そこで、今度の伊勢湾台風の場合におきましては、家は床上浸水で全壊ではない。全壊ではないが、御承知の通り避難所に相当長期住む、その者が就学する場合には学用品は一切ないわけでありませうから、この床上浸水の低い基準では、これは足らぬのではないかと、こ

ういうことは御指摘の通りでございます。そこで、そういうふうな事態のものとつきましては、言葉をかえて申し上げますれば、全壊でなくても全壊と同じ状態にあるものについては全壊並みの扱いをする、かような指示をいたしてございませう。さらに非常に冠水の期間が長期化した関係上、一回支給した限りでは不足をしてくるという事態が予想されますので、二ヵ月以上にわたる場合におきましては、もう一度支給しても差しつかえない、こういう指示をいたしておりますので、実際上も

財政負担上の面でも別段支障のないように考へておる次第でございます。

○成瀬幡治君 それから二十二条の二項に、計画を樹立するとともに施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならないという義務事項が入つておるわけでありませう。これは水防法との関連でまた大蔵大臣がお見えになつたときにお尋ねしなければならな

いと思ふますが、この施設、設備の中に五百万円という一つの最低の数字がきめられておりますが、一体救命のボートというふうなものは、あなたの方としてこの中に一つの施行令か何かで基準というものを示しなつておると思ふ、その中に、救命ボート、そういうふうなものが入つておるかどうか、あるいは非常食といふようなものは人口に対して何万食と示しなつておる基準といふものがあるか、あるいは夜間、電気等が消えたら、当然まつ暗な中で夜間作業といふものをやらなければならぬ。そういうふうなものに對しても差しつかえなくやれるようなことが、基準としてこの中で示されておるのか、ただ、ここにいふ文句としてあるだけのものなのか、どうなつておるか、その辺の一つ御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(瀬戸新太郎君) この規定に基づきます準備をいたしましては、具体的に材料、器材につきましては給水車を何台あるいは浄水機を何台といつたような具体的な数字は示しておりません。ただ例示をいたしまして、これはそれぞれ地域々々によりまして、被害あるいは高潮等の災害の予想される潮害の問題でございまして、それぞれ地域の実情に応じて、たとえ

ばこれこれ、これこれの必要な器材を遺漏のないように整備するようにという基準は示しておるわけでございますが、具体的にこまかい基準まで示しておりません。ただ今度の特例、臨時措置法におきましては、舟艇でありますとか浄水機、給水車その他いろいろな器材が送られますが、それらの器材は、臨時措置法の補助の対象として仕事をいたしておる次第でございます。

○成瀬隆治君 最後に、今度の一つの災害に対して、私はいくつかの教訓になったと思うので、これを生かされて、水防法あるいは災害救助法として実は不備な点がたくさんあると思つてゐるので、水防法は御承知の通り水の切れるまで、切れたらせいぜいたき出しをやるというくらいのことしか行なわれていないといつていいと思うのです、言葉が悪いけれども、そう思うのです。もう少し、せつかく二条の規定があり、二十二条の規定があつて、そしてここで施設等もやれるということになれば、水防倉庫の設備の足りないものをこれは補つていく、あるいは施設の足りないものをここで補つていくということをして、とにかく人命が尊重されるというように、もっと、絶えず危険な所については備えておかなければならぬ。従つて、もう一度災害救助法全体について検討し直さう。これは短期に一本すらつと水が流れていくということを想定されたときの救助法だと思ふのです。これは一カ月、二カ月も大地震が長期浸水をして、たくさんの方がいるというようなことは想定されていない救助法とは思われぬ。今度のいろいろなことに関連して、もう一度災害救助法と水

防法等との関連をにらみ合わせて検討してみようじゃないかというようなことが、少なくとも担当官の間では出てこなければならぬと思うが、そういうような空気というものは起きているのかどうか、この点について一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(瀬戸新太郎君) 御指摘の点はまことにごもっともな点でございます。実は、先ほど申し上げました死亡の経験とか処理、障害物の除去というようなことは、この前の伊豆の災害の経験にかんがみまして改正をいたしました。今度の災害に際しまして、いろいろこまかい点を考えてみますと、尊い経験を数多く得ておるわけでございます。従ひまして、御趣旨に沿ひまして検討いたしたいと思ひまして、現に準備して、いろいろ事務的に検討いたしておる状況でございます。

○草薙隆雄君 今の成瀬さんの御質問に関連して官房長に、大臣が見えておられませんから伺いたいと思ひますが、私も、この災害救助法は全面的に検討すべき点が多々ありはしないか、それは今、成瀬君も御指摘になりました。いろいろ単価の問題もありまして、あるいは備蓄する額の問題もあります。あるいはまた、あの時分と今とではだいぶいろいろ情勢が変わつておりますから、救助の方法も変わつてきています。ことに今度の伊勢湾台風で伊勢湾一帯になされた災害の状態から考えますと、ずいぶん検討し直して見るべき点があるかと思ひます。これはなるべく速急に御検討をいただいて、少なくとも次の通常国会くらいには一つ厚生省の案をまとめて御提出になるくらい

にしないと、これから先の次々の災害が起ることはわれわれは好まませんが、日本の現状から考えると、必ずしもそうは参りませんから、速急に改正されることをわれわれは強く望む次第であります。これらに対する厚生省全体として、官房長の立場からの御答弁を一つ伺ひたい。私の申し上げることは、少なくとも次の国会くらいには、これを改正してお出しにならぬかと、あまり時代おくれじゃなからうか、こういうのが申し上げる点であります。

○政府委員(森本潔君) ただいまのお話、ごもっともでございます。先ほどもお答えいたしましたように、事務的には災害救助法の検討を進めております。それで、今回の災害にかんがみまして、災害救助法だけではない、他の災害活動をいたします機関、あるいは水防法との関係もございまして、警察の関係、自衛隊の関係、あるいは気象庁との警報の連絡の問題等、いろいろございまして、まあ内閣の方では災害対策の基本法と申しますが、そういうものも各省集めて検討いたしております。でございまして、そういう災害救助法のワケだけでなしに、全般の災害対策の基本法というものを検討されております。それとの関係もあろうかと思ひますが、厚生省としましては、所管いたしております災害救助法について速急に意見を取りまとめ、改正すべき点は、できればこの通常国会にできるだけ提出できるようにいたしたいと思ひます。

○小酒井義男君 二点ほどお尋ねをしたいのですが、公衆衛生の保持に関する特例の中で、簡易水道の補助の問題なんです。非常な被害の大きかったような地方自治体というのは、財政的にも非常に困つておると思ふんです。そういう地域に対する補助が、まあ引き上げられてはおりますが、二分の一ということじゃなしに、もう少し高率な補助をするべきじゃないかと思ふのですが、そういう点について、厚生省でこの率をきめるときにお考えになったようなことはなかったかどうか。

○政府委員(尾村健久君) 確かに御意見の通りに、簡易水道を引いておられます、ことに小規模の所で、しかも、その部落全体が、水道もやられ家庭もやられたという所が若干ございます。これははかの費用もかさんでおることでございますので、この復旧費を、できれば全額という要望も、いくつかの部落で受けたわけでございます。われわれもさうなうにしたい点もございまして、ただ、先般の二十八年度災害のときも同様な事項がございました。ほかのいろいろな災害救助の項目とのにらみ合わせ等から考えまして、全体的にはかように二分の一ということとでございまして、今回も一応法律では二分の一ということに実はおさまつたわけでございます。決してそういうものを無視して、二分の一で、最高でもよろしかろうというつもりではなかったでございますが、まあ、これは非常に例外的な部分でございましたので、こういうようなことになりました。御了承をお願いしたいと思います。

○小酒井義男君 もう一つだけ。そうすると、前回の場合がそうであつたし、いろいろな関係があるからこうなつたが、実情としてはもう少し上げることが好ましいというふうに答弁されたように私は聞いたのですが、そういうことでございませうか。

○政府委員(尾村健久君) もっと上げたい所が、少数でございますが、そういう所がございました。われわれの方の調査の内容の中に、全体では非常に多数の箇所でございますが、そのうちのごく少数の箇所では、例外的にある、そういう所に非常に同情しているということで、全部がもっと高率補助を一齐にこれ以上に必要とするという意味ではありませんので、その点は御了承をお願いしたいと思います。

○草薙隆雄君 それに関連してちょっと伺ひたいのでありますが、二分の一補助は簡易水道組合に対しても今の答弁では二分の一補助のつもりでやりになるのか。

○小酒井義男君 もう一つ、社会福祉……。

○委員長(郡祐一君) 小酒井委員ちょっと……。草薙委員の質疑に対する答弁を伺ひますから……。

○政府委員(尾村健久君) ただいまのは、市町村公営のほかに、今回は、これに準ずるものは、できるだけ市町村等と同様に考えるようになっております。

○小酒井義男君 もう一点。社会福祉事業施設の復旧なんです。何か被害額から三〇%引いたあとが補助の対象になるのだというように、一部で言つておつたのを、私、耳にした記憶があるのですが、そういうような点があつたのですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 三〇%を機械的に引いたというところは承知しておりますが、復旧の申請の中には、門でありますとか、施設に入ります道路

○政府委員(尾村億久君) これは、現在、上水道並びに簡易水道で公営以外となりますと、今の市町村の組合水道、これは市町村営と同様に水道法で

大差はないのですが、標準税収入の方には譲与税等が入っておるわけでありまして普通税収入見込額の方が若干下回るということの

○説明員（瀬戸新太郎君） 災害救助費は全部決算補助でございます。

○森八三一君 そうすると、基本法の

ことは、これはもう全然問題にならぬ
答弁ですわ。災害を受けた所は、これ
は国税にいたしましたも地方税にいた
しまして、相当の減免をする。それ

う公的医療機関とはどういふものかということを、はっきりさせていただきたいのであります。

○説明員(黒木利克君) 医療法の第三

十一條に、公的医療機関の定義というのがございまして、「公的医療機関」とは、都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。」という規定がございまして、そこで「厚生大臣の定める者の開設する病院又は診療所」というのは、厚生省告示で規定をしておりますが、日本赤十字社、済生会それから厚生年それから国民健康保険の病院、診療所それから社会福祉法人の北海道の社会事業協会ということになっております。

○森八三三君 その次に、そういうような開設者に対して政令の定めるところというのがありますが、この政令はまだおきまりにならないのか、おきまりになっておればお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(黒木利克君) 政令の第一條に、厚生大臣の定める基準に照らし医療機関の整備が必要と認められる地域というふうに予定をいたしております。

○森八三三君 私の伺ったのは、その内容がおきまりになっておるのかどうか、地域ですね、きまつておればお答えいただきたい。

○説明員(黒木利克君) この厚生大臣の定める基準というのは、医療機関の整備基準というのがございまして、大体の考えは、昭和四十年までに保健所の地域におきまして人口一万あたり三十五の病床を整備しようということでの基準がございまして、ただし弾力事項がございまして、この保健所の地域も、病院の性格によりましては、あるいは一保健所に限らないで、二つなり三つの保健所の区域をいわゆる診療圏とする。たとえば地方病院という

ような場合には、一保健所に限りませんで、数保健所の地区を一つの地区にいたしておるものでありますが、そういうことで厚生大臣が医療機関の整備基準というものを作っております。それに照らしまして、医療機関の整備に必要と認められた地域というふうにしておるのでございまして、予算の実際の対象になるのは、目下のところは愛知、三重、岐阜、奈良、兵庫でございます。

○藤田藤太郎君 私もそれでは二、三点お聞きしておきたいと思ひますが、災害救助法の問題で少しお聞きしたいと思ひます。この災害救助法の具体的な救助を行なう種類というところに書いてある第一の仮設住宅は、どの程度おやりになったのかということ、それから第二番目の、たき出しその他について、きょうも午前中出ておりました、ああいう各府県ごとの実数がわからないという問題です。まず二つだけお聞きしたい。

○説明員(瀬戸新太郎君) 仮設住宅の設置の割合は、従来基準の上では全壊、流失の三割以内ということにきめてございまして。しかし今度の災害の実態にかんがみまして、これを四割までやっております。これにたいして、それぞれ四割の範囲内で現在やっております。さらに実情上四割でもできないという、まだ消化できないという面につきましては、それをこえて認めることも府県側に指示してございまして。しかし現在のところ、それをこえて申請が出て参つておる所はありませんので、大体四割の範囲内でおさまっているものと考へております。実は、詳細今ここに数字を持って参つておりません。

○藤田藤太郎君 二番目の数字を持っておられないのだから、それじゃあらためてお聞きしますが、一番目の三〇%、四〇%という数字で、府県の申請があつたらこれ以上の仮設住宅を建てる、こういう指導をやっている、これより一番高くオーバーしたときはどれくらいやっておりますか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 正確には覚えておりませんが、大体五割程度の所があつたかと思つております。たしか市町村によりまして五割の所があつたように記憶いたしております。

○藤田藤太郎君 この十項目の災害規定からしますと、たとえば災害地で死亡をした人という扱いをしたのか、そういう具体的なものがあつてこないのですけれども、たとえば例をあげますから、それをやつた府県があるかどうかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

一つは、死亡者の遺族に弔慰金的な格好で府県、市町村がやつたかどうか、これが一つです。厚生省の災害救助法でどうされておるか、これが一つ。

二番目は、たとえば被災世帯の生活資金というように格好で貸付的な、相当な立ち上がり資金的な貸付ですね、そういうものはやられておるかどうか。

それから三番目は、その被災した世帯に見舞金というように格好で金が出ておるかどうか、こういう点。
もう一つ第四番目は、災害を機にして災害によって負傷したような場合の医療扶助的なものはどの段階までやっているか、これをお聞きしたい。

○説明員(瀬戸新太郎君) お答えします。弔慰金につきましては具体的にどの県なり、市町村でどれだけやっているとこのことは聞いておりませんが、この関係につきましては、全体につきまして今度の災害における措置状況を調査をいたしております。ただ、出しておる所もあるというように聞いておりますが、目下のところ全体を正確に掌握しておりません。

それから二番目の貸付金でございしますが、これにつきましては世帯更生資金あるいは母子福祉の貸付金等の活用をやっていることは承知しておりますが、その他の特にこの災害のための貸付措置というものがとられているというところはもちろん救助法の関係ではやっておりますが、救済法以外におきましてやっておりますか、ということはお聞きしております。

それから見舞金につきましては、これはかなりの市町村でやっていると聞いております。具体的に承知しておりますのは、名古屋市中区で当面見舞金を大体一世帯三千円程度出しておるといふふうに報告を聞いております。

それから医療でございしますが、これにつきましては現在愛知県、三重県の両地区につきましては、その地区々々の必要に応じて医療の実施期間の延長を認めて医療を実施いたしておる現状でございまして。

○藤田藤太郎君 今お話を承わつておるんですが、たとえば死亡された人に対する弔慰金、こういうものが市町村という格好で私はいろいろまちまちに気の毒だから支給されているという工合に認識しておるわけですか。で、災害救助というのは、死なれた方に対する

弔慰の問題とか、災害を受けて家が流されて何もなくなった方に対する見舞金、または立ち上りのために貸付をする、災害のために負傷をした人に対してやつぱり国がその医療の分めんどうを見てやるのかというようなことは、災害救助法の根本的な精神になるのでは、四つ問題をあげましたけれども、この救助法としておやりになっているものは何もない。まあ先ほど私がちよつと席をはずしているときに、災害救助法の根本的な改正の研究をしているというの、どこを指しているのか知りませんが、こういう問題というものが真剣に考えられていないんじゃないかと私は思うのですが、厚生省としての見解は、まあ大臣がおいでにならないのですが、どうですか。

○説明員(瀬戸新太郎君) 御指摘の弔慰金、見舞金あるいは貸付金等は、確かにさらに整備の必要があるかと存するわけでありまして。ただ、弔慰金あるいは見舞金等になりますと、特に非常災害以外の災害におきます負傷者並びに死者との均衡の問題等もありまして、今直ちに災害の死者なりあるいは傷者等に対して見舞金、弔慰金を救助法の線を出すかどうかということにつきましては、さらに検討を要する問題ではなからうかというふうに考へておるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 それはまあ議論になるところだと思ひますけれども、たとえば具体的な例をあげて参りますと、今度の愛知、三重のあの堰堤が切れた点一つを取り上げてみましたが、ここからここまでの分は堰堤の補強の問題で、建設省、運輸省、農林省という工

合にあって、また府県工事、市町村工事というふうなものが中にはさまっておる。ここからここまでの間は切れないけれども、ここからここまでの間は切れる、こういう具体的な事実がたたくさんある。河川の改修についても私はそうだと思うのです。だから、やはりそういう面は大きくいえば政治的な問題になるでしょうけれども、そういう一つの地勢上の問題からくる災害なんですから、災害救助というものについては、大まかには災害救助法の発令という基準があつて、そこで発令をされるのですから、やはりこういう具体的な問題にまで、やはり改正されるときには考えていかなきゃならぬのではないかと思います。それが一つです。

それから、さしあたり今お困りになつてゐる所にそういうやはり問題を積極的に厚生省が考えるということをして私はいいんじゃないかと思うのです。今の話を聞いてみると、理解するようになさぬようなお話がありましたから、これは大臣からお聞きしたきやならぬということになるのかかわかりませんけれども、これはやはり災害救助法の検討をするに御発言があつたというのを聞いておりますから、そういうときには、こういうものをぜひ一つ研究の対象にしてもいいかというのを強く私は主張しておきたいと思つてゐます。

〇委員長(郡祐一君) 厚生省関係につきましても、他に御質疑があることと存じますが、これを後日に譲ることといたします。

〇委員長(郡祐一君) この際、政令の基準に關しまして前田大蔵政務次官から発言を求められておりますから、これを許可いたします。

〇政府委員(前田佳都男君) きのう大蔵大臣が公共土木施設、農林、水産施設の災害特別法を適用いたします滋賀の地域指定の基準につきまして御説明申し上げましたが、このうち、長期湛水地域の定義につきまして栗山委員その他からさらに明確にするようにとの御指摘がございましたので、補足して御説明を申し上げます。すなわちこの点につきましては、昨日資料としてお配りいたしました指定基準案にも書いてあります通り、府県工事について混合方式で一倍以上となる市町村の地域あるいは市町村工事につきまして市町村の災害復旧事業費が当該市町村の標準税収入の一倍以上となる市町村の地域等、市町村の地域全体を適用地域として指定いたします場合は、それぞれ市町村の地域という表現を用いて、この点を明確にいたしてあります。長期湛水地域につきましては、市町村の相当部分が長期湛水地域であるものにつきましては、当然市町村の地域全体を指定いたしますが、これが市町村全体の面積から見ると小部分であるような場合には、市町村の地域の一部を指定することもあるという意味で、単に長期湛水地域という表現を用いておるのであります。従いまして、長期湛水地域の指定は、市町村の地域全体を指定することが原則であります。この長期湛水地域の面積が市町村の面積に比べて小部分である場合には、例外的に市町村の小部分の地域を指定するということになります。この点、きのうの御

説明に關して十分に意を尽くされなかつた点もございまして、あらためて補足いたします。なお、長期湛水地域の基礎となる具体的基準につきましては、別途提案をいたします昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に關する特別措置法の政令において決定されることとなりますが、この政令案につきましては、目下農林、建設両省と鋭意検討中でございまして、なるべく早期に決定したいと考えておりますので、申し添える次第でございます。

〇田中一君 そこでこれは宮崎君に伺いますが、名古屋市の場合は、名古屋といながら、その一部を指定する場合もあるということなんですね。そしてもしそうだとするならば、率直にいつてどういう指定をされた方が名古屋市の負担が軽くなるかという点について、一つ仰いた説明をしてほしいと思つてゐます。

〇栗山良夫君 ちょっと関連して。御答弁になると思いますが、その前に、今の御説明の中で、一つの市町村の中において長期湛水地域が小部分のときは、例外的に小部分を指定することがあり得る、そうおっしゃつたのでありますが、その小部分というのは、どういふ基準ですか。

〇説明員(宮崎仁君) 前段の田中先生の御質問にお答えをいたします。今、政務次官からお答えをいたしました通り、現在のこの長期湛水地域につきましては、今、関係各省と相談中でございますので、私どもの方があるまいと思つてゐます。また、私共問題として、湛水地域の特例法の方の担当

を自分でやっておるわけではございませんので、やや不勉強の点があるかと思つてゐますが、一応、私の承知しております範囲で申し上げます。もちろん長期湛水地域という指定をいたします場合に、今御指摘の名古屋でございまして、その湛水地域を中心とした適当な行政区画でやるといふ指定をいたします場合は、全市を指定いたします場合と、当然地方の負担という面からみまると、全市を指定した方が有利になることは明らかでございますが、ただ、今御指摘の名古屋の場合で申し上げてみますと、大体大きな被害を受けておりますのは、大部分長期湛水区域にかかるところというふうに、私も建設省等から聞いておりますので、実質的な負担として、そう大きな開きはないのじゃないかと考えております。

それから後段の栗山先生の御質問の点でございますが、この点は、今ちょうどつめておる最中でございまして、具体的なことを申し上げられないのは残念でございますが、常識的に考えまして、非常にわずかでであるというように場合を例外的に問題にしておるわけでございます。相当の部分というものは、湛水地域になつておるようなものこれにつきましては、これを排除するといふような考え方は、現在のところ出ておりません。

〇栗山良夫君 ただいまの前田次官の御答弁で明白になつたことは、きのう宮崎主計官が言われた長期湛水地域の基準については別途これを指示したといふ言われたのですが、そのことが、大蔵省の統一見解として明らかにせられたわけでありまして、その点は了承を

いたしますが、その政令に盛りられるところの基準というものが出てこない、全然ここでは論及の余地がない。こういう工合に私は今お聞きしたので、そういうことでございませうか。

〇政府委員(前田佳都男君) 長期湛水地域の指定基準につきましては、常識的な見地から、妥当のところその指定の基準を作るように、目下その線に沿ひまして関係各省と鋭意折衝中でございまして、できるだけ取り急ぎまして、その基準をきめたいと考えております。

〇栗山良夫君 常識的な見方できめるとおっしゃいますが、その常識的な見方をもつて基準を作るのに、強く指導するのは、大蔵省ですか、建設省ですか、農林省ですか、どちらですか。

〇政府委員(前田佳都男君) これは大蔵省が特に指導するといふふうな立場にはございませんで、あるいは建設省あるいは農林省とともに協議して、お互いに対等の立場におきまして協議して、その結論を出すということになるかと思つてゐます。

〇栗山良夫君 なぜ私はそういう疑問のようなことを発しているかと申しますと、常識的に小部分という解釈を下すといふことになりまして、小部分といふものを一体何を対象にしてはかかるかということが問題なんです。地域でいふのか、あるいは、その市の持つてゐる経済力の中で、その部分のウェイトでいふのか、あるいは住宅の戸数でいふのか、あるいは農地の広さでいふのか、常識的にいふことになりま

すといふと、いろいろな要素が入ってくるわけでありまして、ですから、それを一体どこを基準にしてきめるのか

を自分でやっておるわけではございませんので、やや不勉強の点があるかと思つてゐますが、一応、私の承知しております範囲で申し上げます。もちろん長期湛水地域という指定をいたします場合に、今御指摘の名古屋でございまして、その湛水地域を中心とした適当な行政区画でやるといふ指定をいたします場合は、全市を指定いたします場合と、当然地方の負担という面からみまると、全市を指定した方が有利になることは明らかでございますが、ただ、今御指摘の名古屋の場合で申し上げてみますと、大体大きな被害を受けておりますのは、大部分長期湛水区域にかかるところというふうに、私も建設省等から聞いておりますので、実質的な負担として、そう大きな開きはないのじゃないかと考えております。

〇栗山良夫君 常識的な見方できめるとおっしゃいますが、その常識的な見方をもつて基準を作るのに、強く指導するのは、大蔵省ですか、建設省ですか、農林省ですか、どちらですか。

ということになりますと、ただ漠然と常識的にとおっしゃっただけでは、われわれ判断がつかないのです。特に具体的な事実として三十ヘクタール七日以上というのは事実ですから、これはわかるでしょうけれども、そういう事実関係ではつきりしていることについて、湛水地域として指定をする場合のやり方です。非常に問題なんです。片方は現実に事実としてはつきりしているわけでしょう。そこで、常識的に小部分と、こうきめつけるのに、これはいろいろな要素があるわけですから。その要素の一体いづれを取ってするのか。たとえば、農村地帯であれば耕地というものが中心になるのかもしれない。ところが、都市においては工業ですから、工業あるいは勤労者の住宅、そういうものの密集地帯であるかどうかというところが常識的になる。あるいは、特別に市が巨額の費用を投入しているような港灣施設とか、そういったような市の持っている設備投資の重要部分がやられたときには、これは小部分とは言えないです。ですから、一体、何を基準にしてそういうことを考えるか、常識的であつてきわめて常識的でない答弁ですね、今の答弁は。それはどういうことにお考えですか。

○政府委員(前田佳都男君) 常識的にその要素、基準というものはどこに置くかという御質問でございますが、面積を主として考えて、それを基準としたらと考えております。

○栗山良夫君 面積を基準にするなどということは、これは私が先ほどいろいろな角度から指摘したのですが、最もこれは、何というか、ちょっと表現

のしようがないが、現地の事情をよくお知りにならない表現だと思えます。私は、それで、まあそういうことを申し上げているのもあれですから、端的に伺いますが、先ほどの堆積土砂等の除去に関する法律ですか、その政令というのはいつできますか。

○説明員(宮崎仁君) 先ほど申し上げましたことの繰返しになるかもしれませんが、現在その政令案につきましているいろいろ協議をやっている最中でございますので、なるべく早く出したというところで努力している最中でございます。いつまでということを明確に申し上げられないのは残念でございますが、審議のために、もちろん必要なのでございますので、できるだけ早く出したというところで、今、法規課長の方でいろいろやっている最中でございます。その点で御了承願います。

○栗山良夫君 今のあれを、非常にきう、おとといあたりから難儀をしていらつしやるようですが、今のお説の面積だけできめるといふことならば、そうむずかしいことじゃない。面積だけできめるといふのか、常識的であつて、なおかつ非常にむずかしい状態になつていふのは、一体どこが問題になつていふのか、常識的であつて、しかも常識の中で一番簡単な面積でいふことであれば、どこが一番問題になるか、そんなに簡単に基準がでない問題点はどこであるか。

○説明員(宮崎仁君) 先ほど政務次官から面積をもつて測定の尺度としたというお話がございました。栗山先生からも御指摘のように、それであれば非常に簡単じゃないかというお話でござ

います。実は先ほど御質問の中にも出ましたように、その地域の経済力の問題とか、あるいは標準税収入の問題、さらに長期湛水が三十町歩以上七日というの問題なのであります。その程度によつてどういふふうな判断をするかというふうな問題でございすね。何しろもとの長期湛水の資料そのものがいろいろ議論のあるところもございまして、そういう点でいろいろ関係省と話を進めておるといふのが実態でございまして、面積で見れば非常に簡単ではないかというふうには、なかなかそう簡単にはいかない点もございまして。これはいろいろな点を考えて、尺度としては客観的にしつかりきまる、しかもしつかりしたものとする、なるべく簡単な尺度がいいにきまつておりますから、そういう考えでやっております。御心配の点、いろいろ私も聞いておりましたが、もともととも思つてございまして、今度の特例法の地域指定にしまして、特に配慮をしようということになりまして、長期湛水地域の問題でございまして、ので、そういった非常な経済力がある所をやらせてしまった、その地域が対象外になつてしまふというふうなことは、それは私も考えております。しかも、やはり全国に通ずる尺度でございまして、これはやはり公平で、だれが見てもしつかりしたもので、いふふうにならなければなりませんので、そういった点もいろいろ考えて、苦心をしておるようなのが実情でござい

ます。○栗山良夫君 それではもう一つさくばらんに端的にお尋ねいたしますが、名古屋全市が府県工事、市町村工事として特例法の適用を受ける、そういうことになる場合は、このお示しをいただいた基準の一番の(1)の(1)ですね。市町村工事においては二番の(1)で、すね。これでもって大体基準が入るから、長期湛水区域で、たゞいま前田次官等が御説明になつたように名古屋市の一部分を区分けに分けて、そして適用するといふ場合には、その計算の仕方はどういふことになりまして、それをちょっと話していただきたい。

○説明員(宮崎仁君) これは仮定の話をお申し上げて恐縮でございますが、かりに名古屋の一部の区が長期湛水地域として指定をされます場合を申し上げますと、この第一の府県工事でございますが、これはその区に区域にある府県の工事、これが特例法の対象になるわけでございます。それから市町村の工事につきましては同様でございます。その区に市町村工事がございまして、その区に市町村工事が特例法の対象になる、こういうふうになつております。で、もちろんそれ以外の条件で、たとえば府県工事の場合であります、(1)の(1)に書いてござい

ますが、いわゆる混合方式によつて一倍以上になつておるといふ場合は、これは長期湛水地域であるといふにかかわらず、全市町村区域が、これが特例法の対象になるわけでございます。が、それに該当しなかつた場合のこと、長期湛水地域といふものを作つておるわけでございますから、その場合は、今申し上げました仮定に基づきますと、その区といふものをきめますと、その区の区域の工事を特例法の対象にいたす、こういうことになりま

す。この計算はどういうふうにいたすかといふことも補足いたしておきますと、これはお手元にすでに出ておると思いますが、特例法の規定によりまして、その市町村の全体の災害復旧工事費と、それからその市町村の全体の標準税収入等を比較いたしまして、そうして特例法による負担率を計算いたしまして、その出ました特例法の負担率を、先ほど申し上げました一部の地域の、特例法の適用の対象になります一部を、こういふことになりまして、

○栗山良夫君 それでは理論的にちょっと通らないのではありませんか。もし今のうちに、全市を一倍をこえる、復旧事業費が標準税収入の一倍をこえる市町村全域ということであれば、今おっしゃつた通り問題ありません。ところが区だけを取つて計算をするといふことになれば、その区の税収入、それから府県あるいは市町村工事の工事費、これとを対象にして計算をしないと、理屈が合わないのではありませんか。その点はどうですか。

○説明員(宮崎仁君) 御指摘のような考え方も、いろいろ法案の成立過程において議論が出たことはその通りでございます。結局考え方の問題といたしまして、たとえば県の工事とをとりまします場合に、混合方式でやりまして、一部の市町村の地域が特例法の該当になる。その他の地域は特例法の該当にならないといふことになりま

の計算をいたします場合には、やはり県の標準税収入というものと比較をしないことになり、特例法の適用対象に

なり、特例法の適用対象に、県全体の工事費と、それから県の標準税収入とを比較しまして、そうして今特例法の規定でございいます標準税収入の二分の一までは八割、二分の一をこえて一倍までは九割という、いわゆる累進率を乗じます、そういう計算によって、

やっています、それから通常の、現行法によってやります分につきましては、特例法の対象となり、また地域の工事を含まない県全体の工事につきましては、やはり県の標準税収入と比較して

計算をいたす、こういうことになり、それが妥当であるというように見解が建設省等からも出まして、そういうような方針になっております。これは見方によりましては、まあその方が多くなる場合あり、少くなる場合あり、これはいろいろ議論があると思ひますけれども、私どもとしては、これで十分筋は通っており、こういうふう

に考えております。○栗山良夫君 一昨日でしたか、衆議院の風水害対策特別委員会におきまして、辻寛一代議士の質問に答えられた大蔵省の御答弁は、今御答弁をいただいたのと同じですか。

○説明員(宮崎仁君) 今御指摘の、衆議院の風水害対策特別委員会におきまして、やや私どもの方の奥村政務次官の御説明がちょっと不十分でございまして、今の栗山先生のおっしゃるような意味にとれるようなお話があったよう

でございまして、これは法律の内容がくだけ、だしく書いてございまして、

ちょっと誤解をしておった面もござい

ますよう、後ほど訂正をいたしておるはずでございまして。○栗山良夫君 それは、私まだその後開いておりませんが、委員会として、大蔵省の奥村次官の訂正というものは了承されておりますか。訂正をしたいという大蔵省の意向があることは、私はちょっとちらっと聞いたのですが、水害対策の委員会としてそれを了承して

いますか。○説明員(宮崎仁君) その点、私まだつまびらかにいたしておりませんが、で、後ほど調べまして御報告したいと思ひます。

○栗山良夫君 ただいまの問題は、衆議院と参議院との答弁の間にも申し上げた通り食い違いがあります。大蔵省の答弁として食い違いがある。それから参議院の委員会においても、きのうからきょうにわたっていろいろとお尋ねをいたしたように、なかなかはっきりしない点がありました。そして今大蔵省からお聞きいたしました答弁というものは、衆議院で行なわれた答弁、あるいはきのう参議院でわかれた答弁、

同じました答弁とは、ちょっと違つたものが出てきた、内容的には全然違つたと申してもいいものが出てきております。この問題の処理については、これ以上大蔵省にお尋ねしても進展しないと思ひますから、ちょっと暫時速記をやめていただいて、当委員会としてどうするか御協議を願つた方がよくはないかと、こう思ひます。

○森八三三君 ただいまの栗山委員の発言は異議ありませんから、そういう方法で願つてけつこうですが、その前に、そういう諸般の問題をきわめて参

りますために、参考に伺つておきたいのですが今回の長期湛水地域ということに關連して、今までも私ども審問に承知いたしました地方組織の中で公に認められておられる区とか何とかが、

実在はしておられるわけですが、そういうものが突然として飛び出してくるといふことは一体どういうことなんだか。もしこれをずっと広げていくと、きのうも申しましたように、大字とか、小字というところまで理論的には発展してくると思ひます。そういうことがことしに限つてひょい突然出てきたのです。と申しますと、長期湛水地域というものが本年特に認められたのである、こうおっしゃるかもしやせん

が、非常にそれは内容が違ふと思ひます。一つの基準を作る尺度として、都道府県とか市町村とかというものは、これははっきり今までは慣例として使つてきておる。東京都の場合には区制というものがあつたので、その区というものをいろいろの場合に用いてきておる。その他の場合に、かつて区とか大字とか小字とか、そんなものを補助対象に使つた例は、そういうことは前例が全然ないと思ひます。もし前例がございしますれば、一つそういう前例をお教へいただきたい。今回突然としてそういうものを用いるということになつた趣旨は一体どこにあるか。だんだんお話を聞いておりますと、何か公平の観念というところらしいです。しかし公平の観念ということを追求めていけば際限がない。今回の特例法だって、全部これは公平の観念からいけば至るところで衝突してくるのです。どこかで一つの線を引かざるを得ない。その線を引くのに、そういう

かつて用いない前例というものをここへ持ち出してくるということについては、非常に私は内容的に不愉快を感じます。そういうような議論が起きるのとは一体どこなのか。私の聞いているところでは、そこまで言つてはいけなかつたけれども、おおむねの原局では、今御答弁になったことは考へておられない。大蔵省の方が何か予算にこだわつて、そういうことを非常に強く主張しておられるという印象を受けるのでありますが、私の聞き違ひであれば修正はいたしますが、そういう感じを強く受ける。しばしば予算にはこだわられませんということを大蔵大臣が言つておられる。にもかかわらず、相変わらず何かこだわっているという態度は、私は氣に食ひぬ。その辺を十分一つ御説明を願ひたい。

○政府委員(前田佳都男君) ただいまの森委員の御指摘は、長期湛水地域というふうな、こういう基準を設定することは、これまであまりなかつたし、どうかというふうな御質問だったように思つてございまして、適正かつ公平な基準を設けるといふことにつきましては、非常な結果という今回の災害の特質にかんがみまして、長期湛水地域という、こういう標準を作つたわけであらう、今、特に何か従来と変わつて目新しいものを作ろうということではございしません。ただ、湛水地を適正かつ公平にやらんとするがためにこういうふうな基準を作つたわけであらう。

それからまた区域の指定につきましても、決して大蔵省が予算にこだわら

して、設定された一つのワクの中にこの湛水地並にこういう方面の指定の基準を入れてしまおうというふうな作爲を持つては毛頭いたしておりませんので、その点も一つ御了承を願ひ

ます。○森八三三君 だとすれば、長期湛水地域の解釈が、何回以上湛水をし、それが一市町村内で三十町歩以上存している地域だと、こゝにいえば、今まで用いたことのないような区などというものを突如としてここに当てはめる必要はない、そういう長期湛水地域の定義に当てはまる事実の存在している、今日まで、われわれが使つてきた市町村というものを、こゝで指定すべきである。それをまた小刻みに区だの小字だの大字だの何だの持ち出すから、やっかいになつてしまふ、なぜ一体そんなものを持ち出すのですか。どういふ前例があるのですか。東京においては区制がはっきりしておる。

○説明員(宮崎仁君) 前例があるかというお話でございまして、さういふ地域指定につきまして、その区というものを前例があるかどうかは私はまだ承知いたしておりませんが、こゝういふような事態というものが、ここ数年はもちろんのこと、戦後の災害の状況におきましてもなかつたことであらう、今回の災害の非常な湛水地中心であるということ、特別に入れようというところでございまして、さういふ考えで今回の基準が作られておるわけであらう。そこで問題となります長期湛水の地域でございまして、これは常識的にいうことになりま

れば、実際に長期にわたつて湛水した

地域そのものの、その地域が救われるというところが一番合理的だという意見もこれはあるわけでございます。しかしおのずから、行政をいたしますわけでございますから、そこに、ある、はっきりした行政の区画というものが考えなければならぬ。こういうことで先ほど政務次官が御説明したような考え方に立って、いろいろ議論が行なわれておるわけでございます。三十町歩あれば、その市町村をそのまま指定してもいいじゃないかという御議論もございまして、最近町村合併等の問題もございまして、それがなくて二万五千町歩とか、あるいは二万町歩くらいの町村もあるわけでございます。それから、三十町歩だけでもその町村全体が特例法の対象になるというところが、はたしてまたバランスの面でどうかという意見もいろいろあるわけでございます。その辺は、常識的にどうかしないようにやっていきたい。こういうのが私どもの考えでございます。

○森八三三君　そういう考え方をうんと伸ばしていくと、これは非常に衝突が生じてくるというところはおわかりでしょう。この原則の〇・五ですか、これをとった県を全部指定する場合であっても、必ずどこかで問題が起きるのです。まだ、いかなる標準をきめるにしても、必ず問題は起きるのです。ひとり公共災害の問題だけではない。除塩の問題にいたしても、〇・一％以上の塩分を含有しておる地域が十町歩以上ということでは、町村が指定される、そういうような、これは問題が随所に起きてくる。どこかで一応の線を引かなければならない。線を引

くのは、何を尺度にするかといえ、従来われわれは市町村というものを利用したのです。これは合併したか否かというところは別です。現実の市町村というものを対象にとってきた。ただ、今回はその市町村の解釈について、合併前のものを認めるということの特例を一つ設けられたのですけれども、それも合併前のものを半分にあてるといふのではなしに、合併前の旧一市町村を単位に認めておるといふことなので、私の考えとは、市町村という単位というものは厳守されておるよう見られるのです。そういう考えをここで曲げるということが、別のところにも波及して行くと思うのです。これ以上この問題は、今ここで政令も出ておりませんから、論じませんが、そういう解釈をしようとするところに、非常に問題が存しておるということを申し上げておく。

それから、その次に旧市町村ということでありまして、旧市町村とは何を言うのか。合併促進法によって行なわれたその時を限りするのか、合併促進法の十日か十五日前に合併した所もありまう。そういうものは知らぬと、こう言うのか。そうすると、これは非常に不公平になる、どこまで適及するのか。その境界線をはっきりしていただきたい。

○説明員（宮崎仁君）　これは合併促進法附則によって規定されております。これを引用して今回もやろうということでございますから、合併促進法によつて合併される以前の旧市町村という考え方で適用が行なわれることになると思ひます。

○森八三三君　そうすると、そこに非常に不公平が起きるでしょう。おっ

しやる通りです。合併促進法という一つの法律を線としておやりになるでしょう。その十日か十五日前に合併した所があるために特例法に引つかからぬということも、理論的には存在するわけなのです。そこに問題が残るでしやう。そういうことが残ってはいかぬから、やむを得ず合併促進法で切るのです。市町村で切つたらどうですか、市町村で。そんな変なものを持ち出して、ここで作爲的に考える必要はない。どこかに不公平は起きるので、必ず、それを論議してほんとうに神様がやるような、どこにも不公平がないというふうな処置ができますか。できないでしょう。努めてそういう不公平がないようにしようとしたということならば、合併促進法にいたしまして、合併促進法をたてにすると必要はちつともない。実際に合わせてやりなさい。なぜそれができませんか。

○説明員（宮崎仁君）　ただいま森先生の御指摘になっておられる点も、私ども十分拝聴しておるわけでございます。が、もちろんこういう基準でございます。で、具体的に適用して参りますと、若干矛盾なり不平というものがどうしても免れないというところは御指摘の通りであると思ひます。ただその場合でありまして、やはりその規定というものが、できるだけそういう矛盾とあるいは不合理というふうなことがないように、少ないように、そういうふうに努力していくというのが、これがこういふ基準を定める場合の考え方であらうかと思つておる次第でございます。先ほどたとえ具体的な事例としておあげになりました除塩の問題につきましても、これは除塩事業と

いうものが、そういう塩害を受けた農地についての問題でございますから、こういうものにつきましてはおのずから事業の範囲というものがきまつております。公共土木施設とか農林水産施設の、他の、いわゆる洪水を排除する事業じゃない事業にこういうものを適用しようというのとは、ちょっとそこで考え方が違つておまして、やはりこういう基準で考えて参る場合には、その基準そのものが、実際に適用して見て、できるだけ欠点の少ないものにしていこうという、こういうふうに考えていくべきであると私どもは考えている次第でございます。

○栗山良夫君　事務的なことですが、ちょっと伺つておきますが、先ほどあなたのお話では、堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法案で適用区域を政令でするとおっしゃつたのです。そうすると、今問題になつてゐるのは、この法律ではなくて、公共土木施設の災害復旧に関する特別措置法案なのです。これに対する基準が出されておる、そのつながりはどうなんですか。

○説明員（宮崎仁君）　これは先ほど政務次官の御説明におきまして、この公共土木施設及び農林水産施設の長期洪水地域の基準の基礎となる洪水及び排水の政令、こういうふうな申し上げたはずでございますが、長期洪水という問題を一番端的に処理いたしますのが、洪水の排除事業でございます。その方におきまして長期洪水の地域というものを一応きめまして、これを基準として公共土木施設にも農林水産施設にも、その他長期洪水地域をまだ使うのがございまして、また同じよ

うに使つていく、こういうふうになつてゐるわけでございます。

○栗山良夫君　そうすると、結局こういうことですか。洪水とは、しからばいかなるものか、そういうような定義もこの洪水排除の特別措置法案で定められるというわけですか、洪水とは一体いかなるものか、そういうことですかね。

○説明員（宮崎仁君）　洪水の排除に必要な法律規定は、一切この法律の方で規定いたします。これは法律の名前につきましては、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法、こういう法律の方でそういう規定は一切きめていくことになつてゐます。

○栗山良夫君　それから、ただいま出したいたした基準で、府県工事においては、要するに災害復旧事業費が標準税収入の一倍をこえる市町村の地域、これに、名古屋全体としては適用されるのですか、されないのですか。それがまず第一に、はつきりしてないわけですか。一倍をこえる市町村の地域に名古屋はなつてゐるのか、なつてゐないのか。〇・五倍をこえる府県の指定には愛知県がなつてゐるということでははつきりしました。これはよろしいですが、名古屋はこれに該当してゐるのか、してゐないのか。この議論がはつきりしてゐない。もしこれがはつきりしていればそう問題ではない。それはどうなんですか。

○説明員（宮崎仁君）　御承知のように、十五号台風の関係は現在建設省、農林省、それぞれ現地査定の中でございまして、最終決定いたしております。

せん。従いまして、具体的に名古屋市の場合に、この基準の1の份なりあるいは(1)に該当するかどうかということ、は、ちょっと現在の段階では、私どもも明確に申し上げられません。

○栗山良夫君　そうすると、これは仮定の問題ですけれども、十二月末にならないという査定は終わらないとおっしゃったですね。そうすると、この臨時国会において予算も関係法案も全部通過して、効力を発生していく。その場合に、長期湛水地域の方の査定は、これは非常に簡単ですから、あるいは十二月の、今月中か十二月始めにはできるかもしれません。そういうことでスタートしておいた。十二月末になつて名古屋市全体をやつてみたところが、一倍をこえるものの地域になつた。そういうときには(1)の方へ戻りますか。

○説明員(宮崎仁君)　もちろん御指摘のような事態に相なりますれば、たとえば府県工事におきまして1の(1)、つまり混合方式によつて一倍をこえる地域ということになりますと、これは無条件でそういう場合には該当することになります。もしそれが該当しなかつた場合には、長期湛水地域というのでさらに救済しよう、こういう規定でございますから、それはそういうふうに御了解をお願いします。

○栗山良夫君　その辺は大体わかつてきました。あとで問題になるのは、私の聞き及んでいるところでは、衆議院の辻寛一代議士に対する大蔵省の答弁というものは、そう簡単には訂正されないような空気があるということ、私承知しているのです。ですから、あなたは適当に御訂正されたようにお

しゃっているが、この点を一つ明確にしたいだきたいと思ひます。その結果でなければ、あとでどこで打合わせできませんから……。

それからもう一つは、名古屋市の問題についていろいろと議論が分かれましてから——ただいまのところでは三つの方法があるわけですね。大体その三つの方法について一応試算をしてみただけませんか。おそらくできないとおっしゃるでしょうね。しかしそれで試算ができない、基礎ができない、ということであれば、そんなにこだわる必要がないと思うのですよ、逆に言えば、金を対象にして議論をしているのじゃないとおっしゃるならば、理屈でやっているのだということであれば、すつきりした理屈の方で通していただいた方がわれわれも説明しやすいですよ。区とはいかなる人格かというようなことから説明しなければならぬことになり、非常にこれはむずかしいことになりますからね。市町村という一つの行政単位ですから、それでやつていただくわかりやすい方法をとつていただきたいと私は思うのです。

それじゃこの問題はきょうまだ全部するわけにいきませんから、一応保留しておいて、先ほどの食い違ひの問題だけ委員会として処理していただきます。

○委員長(郡祐一君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君)　速記を始めて。本件に関しましては、衆議院の当該委員会における答弁との差異の点も、ただいま栗山委員の発言中に指摘されたことでありますから、大蔵政務次官に申し入れておきますが、その間の事

態を明瞭にして、可及的すみやかに本委員会に報告せられるよう要望いたします。

本件に関しては、本日はこの程度といたします。

次回は明十八日午前十時から開会し、建設省関係法律案を審議し、なお引き続き本日予定しておりました農林省関係法律案を審議いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

昭和三十四年十一月二十一日印刷

昭和三十四年十一月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局